



名古屋大学キャンパスマスタープラン 2001

## 巻頭言

名古屋大学総長 松尾 稔

今、大学を取り巻く社会状況が大きく変化しています。その中であって、大学の果たす役割は何であるかが問われています。本学においては、平成12年に「名古屋大学学術憲章」を制定し、大学の基本目標及び理念を示してきました。本学のキャンパス整備については、「学術憲章」の具体化に必要な優れた環境を創造することが目標とされ、それに関して全学の進むべき方向を確認する指針がキャンパスマスタープランであります。しかしながら、前回の「キャンパスマスタープラン97」は「学術憲章」制定前のものであり、責任体制がいまひとつ明確でなかったこともあって、各部局における整備の際の一定基準としては有効でありましたが、全学的視野の整備に対してはやや受け身の感がありました。

この度まとめていただきました「キャンパスマスタープラン2001」は、「名古屋大学学術憲章」とその実現に向けての環境整備理念—知の創造と交流—を謳った「名古屋大学キャンパスマスタープラン大綱」を背景にした最初にして、本格的なキャンパスマスタープランであります。

大きな整備方針としては、土地・施設の弾力的な運用と施設利用評価体制の確立が示されております。具体的には、部局の枠を越えた弾力的運用が可能となる施設である総合研究棟が挙げられます。現在、文系の総合研究棟と工学系の総合研究棟が完成しており、今後は理系の総合研究棟、高等総合研究棟の新設も決定されており、「学術憲章」の具体化に向けた施設整備は着実に進行しております。さらに、全学規模の施設マネージメントのための施設点検評価がこのマスタープランに盛り込まれたことは、「学術憲章」具体化の一步として何よりも評価されるべきことであります。また、施設の長期利用方針に則って、施設改修時における教育研究機能維持の重要性を指摘した点は、現在進行中の施設緊急整備に具体的に生かされ、今後生じる部屋不足の対策検討の際に、ベースとなるものとして評価されます。

国立大学法人化の動きとも関係し、既存の枠組みを越える発想の施設整備が必要になっております。本学では、東山キャンパスの中心部に地下鉄駅が設けられるという特長を生かし、地域に貢献するための空間・施設の整備計画が重要事項となっています。「芸術文化プラザ」構想はそうしたアイディアの一つであり、PFI事業の活用など実現に向けて日々検討しているところであります。大学の持つソフトの面が、時代に即して流動的にならざるを得ない状況のもと、こうした施設がハードの側面で、名古屋大学の一体感や個性を創造育成する役割を担うよう期待しております。

キャンパスは一朝一夕に出来上がるものではなく、また時代による変化を受けるものであります。「キャンパスマスタープラン2001」のあとがきにも示されているように、継続的な検討を要するものは少なくありません。また基幹総合大学である本学の役割は日々広がっています。そうした拡大・多様化する役割の一方で、50年、100年先を見据えた長期目標がなければ、本学が持つべき研究教育上の個性や伝統を築くことができません。「キャンパスマスタープラン2001」はソフトとハードを結びつけるイメージの出発点であります。今後も「名古屋大学学術憲章」の具体化に向けて、引き続き、知の創造・知の交流の推進に努力する所存であります。

# 名古屋大学 キャンパスマスタープラン 2001

## 巻頭言

## 目次

はじめに	2
1. 名古屋大学キャンパスマスタープラン大綱について	3
2. 各キャンパスの位置づけ	4
3. 施設点検評価	5
4. 3キャンパスの全体計画（中期計画）	
4-1 ゾーニング	10
4-2 交通・緑地・インフラ整備	10
5. 短期（向こう5年間）計画	
5-1 施設計画の位置づけ	20
5-2 施設建設可能用地の設定	20
5-3 「国立大学等施設緊急整備5か年計画」	20
5-4 施設の弾力的運用計画	20
付1) 名古屋大学キャンパスマスタープラン2001策定ワーキンググループ委員一覧	34
付2) キャンパスマスタープラン2001策定部会構成員一覧	34
付3) 名古屋大学キャンパスマスタープラン2001策定ワーキンググループ活動記録	35
付4) 整備委員会委員一覧	36
付5) 名古屋大学学術憲章	37
付6) 名古屋大学における全学共用教育研究施設の確保と利用に関する要項	38
付7) 名古屋大学における全学共用教育研究施設（改修施設）の確保と利用に関する要項	39
付8) 名古屋大学全学共用教育研究施設運営委員会要項	41
あとがき	42

## はじめに

名古屋大学では、施設に関する将来構想を構築する目的で、平成12年度に整備委員会のもとに「名古屋大学施設将来計画ワーキンググループ」を設置し、平成13年3月「名古屋大学施設将来計画 ～キャンパスマスタープラン2001の策定に向けて～」(以下「策定に向けて」と略記)を作成し、総長および評議会に報告、承認されている。

平成13年9月には、整備委員会のもとに「名古屋大学キャンパスマスタープラン2001策定ワーキンググループ」が設置され、本学の「学術憲章」に掲げる基本理念の具体化を目指し、前述の「策定に向けて」に従い、全学的な立場からキャンパスマスタープランを再構築することとした。

本マスタープランの立案にあたり、「策定に向けて」の根幹部分であり、施設整備の基本に関わる長期計画である「名古屋大学キャンパスマスタープラン大綱」(以下「大綱」と略記)に則り、名古屋大学の各キャンパスの位置づけを行い、施設点検評価を実施した。

上記長期計画に続いて、各キャンパスの中期計画としてゾーニングや交通・緑地・インフラについての将来計画を作成した。さらに、向こう5年間に想定される施設整備に関して、平成13年4月文部科学省から発表された「国立大学等施設緊急整備5か年計画」に則り、具体化策を検討した。そのうち特に全学共用教育研究施設の捻出計画および教養教育(共通教育)に関わるスペースの維持について、全学的な体制で臨むとした本学の基本方針を考慮して、教育スペースの再配置の検討を重点的に行った。

本ワーキンググループは平成13年10月から3月まで6回の会合と、12回の策定部会を開催し、検討を行った。その結果を報告としてまとめ、整備委員会に提出することとした。

## 1. 名古屋大学キャンパスマスタープラン大綱について

「策定に向けて」に記載された「大綱」は、名古屋大学キャンパスを考える際、常に遵守されるべきものであり、今回のキャンパスマスタープラン2001策定の際にも、最も重要な条件である。以下に再掲する。

\*\*\*\*\*

### 名古屋大学キャンパスマスタープラン大綱

#### I 趣旨

##### 1. 目的

本大綱は、名古屋大学におけるキャンパス整備に関する基本目標と、その実現のための基本方針を定めることを目的とする。

##### 2. 理念

名古屋大学は、名古屋大学学術憲章に定められた基幹的総合大学としての責務を持続的に果たすため、知の創造と交流を促すキャンパスを創出する。

#### II 基本目標

##### 1. 個性的で開かれたキャンパス

名古屋大学は、創設以来のキャンパス整備の特性を継承し、発展させ、個性的なキャンパスを創出する。また、開放的なキャンパスを創出して、学内外との有機的な連携を図る。

##### 2. 知の創造を促すキャンパス

名古屋大学は、世界屈指の知的成果を産み出す創造的な研究活動及び自発性を重視する高度な教育実践に資するキャンパスの創出を目指す。名古屋大学は、それに必要な土地及び施設の確保に努めるとともに、機能性、安全性、快適性等、その質の向上を図る。

##### 3. 知の交流を促すキャンパス

名古屋大学は、構成員の自立的、自発的な活動の支援並びに学内及び学外との多様な知の交流に資するキャンパスの創出を目指す。この目標を達成するため、交流施設、インフラストラクチャー、屋外環境等の整備を図る。

#### III 基本方針

##### 1. 全学的協力による一体的な整備

名古屋大学は、すべての土地及び施設を一体のものとしてとらえ、部局の自立性及び自発性を尊重しつつ、全学的な協力と合意に基づき、その整備を系統的かつ継続的に行う。

##### 2. 土地・施設の弾力的な活用

名古屋大学は、すべての土地及び施設の使用を固定化することなく、弾力的に活用する。また、部局を越えた汎用性及び流動性を有する施設を整備し、その有効かつ合理的な活用を推進する。

##### 3. 計画・管理・評価体制の確立

名古屋大学は、全学の土地及び施設を一体的に整備するための全学的な計画立案及び管理の体制を強化し、確立する。また、土地及び施設整備の計画及び実施に対する自主的な点検評価並びに第三者による評価の体制を備え、総合的な評価に基づきキャンパスマスタープランの更新と土地及び施設の充実を図る。

\*\*\*\*\*





### 3. 施設点検評価

今後キャンパスマスタープランを作成する上で、施設の点検評価は重要である。「策定に向けて」においては、その位置づけや方針に関して、以下の4点を記している。

1) 「大綱」では、教育・研究施設の拡充とその質の向上を中核に、それらを支援する交流施設、インフラストラクチャー、屋外環境等の整備を通して個性的で開放的なキャンパスの創出を基本目標として謳い、その達成に向け本学の全ての土地・施設をⅠ) 調査、Ⅱ) 整備、Ⅲ) 維持管理し、それらを自己点検評価し、第三者評価を受けることによってフィードバックしなければならない。

2) 自己点検評価を、Ⅰ) 調査、Ⅱ) 整備、Ⅲ) 維持管理の業務ごとに行い、特にⅡ) 整備、Ⅲ) 維持管理について、a) 計画評価、b) 実施評価の両面から、点検評価を行うよう規定している。a) 計画評価とは、土地・施設の計画について、大綱の基本方針として掲げられた「全学的協力」「弾力な活用」「計画・管理・評価体制」という3軸から評価するものである。b) 実施評価とは、土地・施設の整備が実施された結果について、「機能性」「安全性」「快適性」「コスト性」という4軸から評価するものである。

3) こうした点検評価によって、「大綱」で掲げられた基本目標を長期目標とし、「マスタープラン」の更新を行う。具体的には、当面の目標となる中期計画（5～10年）と、具体的な実施を視野に入れた短期計画（5年以内）を盛り込んだ「マスタープラン」の策定であり、これを5年ごとに更新する。

4) 点検評価項目については、点検評価対象を①全キャンパス（キャンパスの位置づけ）、②各キャンパス（立地環境・法的規制）、③インフラストラクチャー（屋外環境・交通・情報通信・水／エネルギー・ゴミ・危険物等）、④施設（交流施設・研究施設・教育施設・その他施設・施設一般）といったスケールの違いによって分類する。

キャンパスマスタープラン2001を策定するにあたり、「策定に向けて」の方針に沿って各種委員会および各種ワーキンググループが行った施設点検評価結果の概要を一覧表にして示す（表1）。なお、こうした点検評価は、それぞれの項目について毎年継続して実施報告することに意義がある。今回キャンパスマスタープラン2001策定に際して行った点検評価結果の全容については、別冊子としてとりまとめ、これを今後毎年度継続的に発行される年次報告書の第一号として位置づける。



表1-1 施設点検評価一覧 (I : 調査)

実施主体	事務局	点検評価項目	調査項目	調査方法	結果の概要
環境専門委員会	経理部・管財課+各部局事務	屋外環境(緑地・植栽)	樹木(高木、低木)調査 ① 樹種 ② 概略位置 ③ 樹高(概略)	キャンパス敷地の当該部局管理部分に存在する樹木の目視調査(左記項目・リスト作成)。結果集計の後、樹木位置図を作成	東山キャンパスに関して、高木約4500本、低木約3000本の樹種とその位置を確認し、その他に植樹帯など本数の把握は困難だが樹種を特定できるものについても把握した。樹木の総数は部局エリアによって当然多寡があり、東地区の工、理、農学部および体育施設(保健体育科学センター)付近に多くの樹木が存在するほか、西地区の法学部、共通教育および情報文化・人間情報学研究所付近にも多くの樹木が存在する。その一方で全学共通部分にも多くの樹木が存在する。西地区では総本数で約10%の樹木がグリーンベルトを中心とする全学共通部分に存在し、さらに東地区では47%にも及ぶ樹木が豊田講堂まわりおよび共同利用施設(核融合研究所跡地)を中心に存在している。なお、調査結果は集計表、およびCADデータとしてデジタルデータ化されている。
交通専門委員会	経理部・管財課	交通(交通機関別交通量/駐車・駐輪台数/出入構管理)	①東山地区カード式入構及び有料化制度導入前後(平成9年/13年)の定期/特別/臨時入構・駐車許可証交付状況(定期、特別、臨時入構・駐車許可証交付調) ②同カード式入構及び有料化制度導入前後(平成9/13年)の駐車・駐輪場(同調) ③出入構管理(平成13年11月30日現在)(駐車用バスカード発行枚数調) ④同カード式入構及び有料化制度導入前後(平成9/13年)の門扉開閉状況(同調)		大学構内に出入口の設置が予定されている地下鉄4号線の開通及び名古屋都市高速道路東山線の開通を間近にひかえ、また周辺道路も拡幅整備が進められていることから、これらの変化に対応する学内交通システムの構築のため、第1段階として従来の「名古屋大学東山構内における自動車等の入構、駐車等の規制に関する要項」の見直しを行い、平成9年4月1日から改正要項に基づく入構規制を実施した。さらに3年間の検討を経て第2段階として平成12年4月1日から事務局守衛室前、工学部旧1号館前、工学部8・9号館入口の3カ所に自動ゲートを設置し、職員、業者、外来者等全ての入構車両を対象としたカード式入構規制及び有料化(緊急車輛、営業用車輛等を省く)を実施した。自動ゲートの設置によるバスカード式入構規制及び有料化導入は、地下鉄4号線の開通を見据えた措置であり、今後の更なる入構・駐車規制の強化を前提としている。
キャンパス情報ネットワーク運営委員会	大計センター	情報ネットワーク 情報基盤 情報セキュリティ	情報ネットワークの利用状況 SPAMメール中継の被害状況 ネットワーク攻撃状況	NICE接続端末データベースのスナップショットを年1回保存し、経年変化を調査 学外から大量に送付されてきた苦情メールから被害状況を解析 ネットワーク侵入検知システムのログを解析し、セキュリティホール探索を行ったホストを検出	・情報ネットワークは、接続されている端末が毎年2000台近く増加しており、引き続き利用が広がっている。 ・SPAMメール中継の被害は台数的には多くないが、一旦被害にあうと、学外(主に海外)から大量の苦情メールが届き、管理者はその対応に追われて日常の業務ができない状態となってしまう。調査の結果非メールサーバでの被害が目立つことから、セキュリティ対策としてメール配送サーバを導入した(2000年9月)。 ・ネットワーク攻撃状況は、以前から懸念されていた。ネットワーク侵入検知システムの導入により平均して1日に3箇所からネットワーク内のほぼ全端末に対しセキュリティホールを探索する行為が行われているという実態が明らかとなった。
省エネに関する調査研究WG	施設部・設備課	水・エネルギー	使用量と料金の経年変化 部局別年間使用量と料金 団地・部局別使用量原単位の算出 水・エネルギー使用量の月パターン 省エネルギー 施設改修前後の消費エネルギー変化 省エネルギー診断	平成8年~11年度実績より 平成11年度実績より 平成11年度実績より 電気・ガス:平成11年度実績より 上水・下水:平成10年度実績より 農学部(上記の調査結果を利用) 工学部3号館(平成13年4月12日)工学部新1号館(同13年6月7日)農学部(同13年8月9日)	1. 電力消費量:平成11年度は全学で約96GWh(東山:58GWh, 鶴舞:38GWh, 大幸:720MWh)・使用料金は約14億円(東山:8億円, 他:6億円)に上る。病院(21%), 工学部(18%), 医学部(16%)の3部局の消費割合が高い。消費量原単位は、東山で160kWh/m <sup>2</sup> , 鶴舞で214kWh/m <sup>2</sup> , 理学部で273kWh/m <sup>2</sup> , 附属病院の223kWh/m <sup>2</sup> である。共同教育施設群は203kWh/m <sup>2</sup> , 文系施設は83kWh/m <sup>2</sup> 。 2. ガス消費量:東山は平成7~11年度にかけて約3倍となる。電力ピークの低減を目的に導入したガスエンジンヒートポンプ(GHP)によるところが大きい。鶴舞は、ガスコージェネレーションシステム(CGS)を導入したことで、平成8年度に急増。平成11年度の全学の年間使用量は約730万m <sup>3</sup> (東山:130万m <sup>3</sup> , 鶴舞:600万m <sup>3</sup> , 大幸:5万m <sup>3</sup> )で、使用料金は約4.2億円(東山2億円, 鶴舞2.2億円)。平成11年度の各部局割合は、鶴舞が全学消費量の約8割を占める。東山では工学部(37%), 文系施設(21%), 農学部(15%), 共同教育施設(11%)。使用量原単位は、東山で3.6m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・年、鶴舞で36m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・年。GHP導入の農学部は7.6m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・年。 3. 水使用量:上水は、東山は平成10年度まで約10万m <sup>3</sup> 。平成11年度の東山の井水使用量は約62万m <sup>3</sup> で、水需要の大半を井水に依存。この井水量を市水料金換算すると約2億円。平成11年度の全学年間上水使用量は約23万m <sup>3</sup> , 医学部(31%), 工学部(19%), 共同教育施設(15%), 事務局(13%)である。下水は、東山で平成11年度に前年の4倍程度、下水道料金も約4千万円から約1億4千万円と急増。原因は、平成11年度の公共下水道・接続工事の完了による。
廃棄物等専門委員会	廃棄物処理施設・環境指導員室 経理部・主計課+契約室・施設部	水・エネルギー(水種別の水質) ゴミ(ゴミ種別の発生・回収・古紙回収・資源化) 危険物(危険物設置状況・危険物管理システム)	有機廃液/廃試薬容器/写真廃液処理実績(毎年) 無機廃液・廃試薬処理実績/希望(平成11・12・13年度) 金属水銀の全学回収・処理(平成10年度) 排水(下水道モニター槽)の水質・pH調査(平成11・12年度/毎日) 鏡池水質・底質・(COD, PH)調査(毎年) 毒物・劇物保管量調査(平成11年・12年度) PRTR法指定第一種指定化学物質保管量調査(平成13年度) PCB保管量調査(平成12年度、平成13年度) 一般廃棄物[可燃物、不燃物、かん、びん、ペットボトル](平成12・13年度) 発砲スチロール回収実績(平成12・13年度) 廃蛍光灯及び廃電池回収実績(平成12・13年度) 古紙(資源古紙/学内リサイクル古紙)回収実績(平成13年度/平成13・14年度)		毒劇物保管量調査は、附属病院等を含む学内全部局を調査対象として実施するもので、3~5ヶ月をかけ、調査集計を行っている。一般廃棄物(ごみ)の全学一元化回収・処理は平成12年4月1日から実施し、平成12年度においては、前年比で可燃ごみ13%, 不燃ごみ47%, 全体で約30%の減量化を実現した。さらに、資源ごみ(かん、びん、ペットボトル)は約200万本を回収・処理した。このほか、平成12年10月から学内リサイクル古紙全学一元化回収によるトイレトーパー(全学で使用する約10万本)を製造している。さらに、平成13年10月からは残りの古紙類を資源化古紙として全学回収を始めた。平成9, 10年度鏡池のジクロロメタン汚染が名古屋市中から指摘をされ、改善が求められた。平成11年度の補正予算によって東山キャンパスではすべての特定施設建物からの排水は名古屋市下水道への放流方式の工事を行った。その結果、学内43ヶ所に水質監視モニター槽が設置され、PHの常時監視及び年1回(最低)の水質調査(水質汚濁防止法に定められている39項目の水質監視項目)を義務付けられ、名古屋市中に報告している。上記の毒劇物、一般廃棄物(ごみ)、水質調査についての調査、管理、監視等については、平成8年4月に学内措置として設置された「廃棄物処理施設」が実務を担当している。廃棄物処理施設の本来的業務は、実験系廃棄物のうち「特別管理産業廃棄物」の回収・処理を行うことであった。その中で、有機廃液・有機廃試薬、無機廃液・無機廃試薬、廃試薬容器、写真廃液等の回収・処理を廃棄物処理法に準じてマニフェスト方式によって行っている。これらの廃棄物は過去数年間で著しく増加しており、回収作業時の安全性の問題もかかっている。さらに、無機廃液・無機廃試薬は毎年5000~6000本の回収・処理を行っているが、会計法によって処理費用が100万円を超える場合には入札制となっていることが、処理促進を困難にしている。
振動問題対策委員会(振動等集中管理室)	経理部・管財課	被災調査(公害):振動	名古屋高速道路1号四谷高針線山トンネル建設工事に伴う振動 名古屋地下鉄4号線建設工事に伴う振動 東山キャンパス周辺における道路整備工事等に伴う振動 大学構内における建築工事および各種整備工事に伴う振動	東山キャンパス振動モニタリングシステムによる常時および臨時観測 観測による振動の監視・予測・対策・確認	本学には振動に敏感で振動対策調査が必要な107点の精密機器が存在するが、これらに対して振動の許容限界調査、対策などを個々に対応することは殆ど不可能であり、全面的に対処するために、学内の10地点(地表および地中の合計26箇所)に高感度地震計を設置して、キャンパス内の微振動を全て捉え、かつそれらの振動源の同定が可能で、振動の大きさ並びに周波数特性などをモニタリングするシステムを構築した。また、振動のモニタ並びに振動記録の解析、振動発生源の同定、振動障害対策の立案企画を振動集中管理室が行うこととした。平成8年5月より、これらのシステムの完成に伴い当委員会主催による、名古屋大学・名古屋市交通局・名古屋高速道路公社の3者協議会が発足し、隔月に事前の工事予定、会議前2ヶ月間に生じた振動障害の報告、振動記録の分析による振動発生源の同定、工事方法の改善変更などを協議するとともに振動等集中管理室と工事関係者の打合せを毎週実施し、振動障害の予測・対策・実測を繰り返しながら協議が進行すると同時に工事も進行し現在に至っている。発足以来現在まで、学内の研究施設において重大な振動障害は発生しておらず、且つ大学の関連教育と工事関係者との信頼関係も良好に推移している。なお、各種の振動対策処置は、事前の振動予測に基づく協議により取り行われており、その代表的なものには、振動低減工法の採用、工事実施時間の調整(一時休止を含む)などが挙げられる。
電磁場問題対策委員会	経理部・管財課	危険物	電磁場により影響を受けうる精密機器	関係部局(東山のみ)への照会による(取扱担当:経理部・管財課):平成9年11月~12月19日	名古屋大学東山キャンパスの近くに地下鉄4号線が建設中であり、開業後の列車走行に伴い、地下鉄軌道から100m以内(水平距離)の範囲においては、1mG以上の磁場変動が生じることが予測されている。そこで地下鉄走行に伴い、磁場変動の影響を受ける可能性がある教育・研究設備についての調査を行った。
博物館運営委員会		交流施設(博物館)	博物館主催のイベントおよび来館者数	博物館主催のイベントおよび来館者数の集計者数	平成12年度入館者数:1438人 平成13年度入館者数(平成13年12月まで):6667人 (1. 特別展の開催;3回・5911人、2. 博物館コンサート(NUMco);3回・約240人、3. 博物館特別講演会;12回・580人)
共同教育研究施設地区運営委員会	施設部・企画課	共同利用	共同利用の実態	同左	本委員会は、核融合科学研究所の移転跡地を全学共同の教育研究施設地区として有効活用を図るため、整備委員会の下部機関として平成10年7月に発足した。使用希望者の募集を随時行い、検討結果を整備委員会に諮っている。今後の大規模改修の避避先として優先的に利用する。
全学共用教育研究施設運営委員会	施設部・企画課	共用利用	共用利用の実態調査(未実施)	同左	本委員会は、整備委員会の下部機関として、本年7月に発足し、名古屋大学(東山)総合研究棟(仮称)に設置した全学共用教育研究施設の使用希望者の募集を行い、検討の末、添付資料のような使用法を決め、10月16日の整備委員会(東山)で了承を得た。
施設点検評価部会	施設部・企画課	施設利用	施設利用実態調査:全施設・部室を対象とした所在・利用者所属・管理区分・面積・用途・利用人員・利用率・主要設備調査(医学部附属病院を除く) カリキュラム調査:各部局カリキュラム調査(学部のみ)	・平成13年度国立学校施設実態調査に基づく各部屋の部屋番号、面積の調査(平成13年9月各部局施設管理担当掛により実施) ・9月調査に基づく各部局施設利用状況(平成13年11月各部局施設管理担当掛及び利用する教官により実施、平成14年1月現在一部未回収) 平成13年度前後期の各部局(学部のみ)カリキュラム調査(各部局教務担当掛による調査)	①施設整備の現況 ・昭和45年以前に建設された築後30年以上の建物は総計276,518m <sup>2</sup> 。うち改修対象施設は184,409m <sup>2</sup> 。 ・東山団地では、教職員や学生等が主に入居している研究教育施設は全体面積の約7割にあたる254,449m <sup>2</sup> 。廊下・階段等を除く有効面積は190,716m <sup>2</sup> (有効率75%)で、ここに構成員約17,000名が入居し、一人当たり11m <sup>2</sup> 程度の面積をもつ。 ②各部局施設利用実態の概要(未集計) ③共用施設の利用実態(東山一部集計) ・東山団地には140m <sup>2</sup> 以上の大講義室が34室、40m <sup>2</sup> 以上の中講義室178室設置。 ・本学全体では学部対象の講義は前期2276、後期2110開設。東山で講義室を使用する実質講義数は前期1820、後期1689。最大同時講義室稼働は110コマ・1週間(週5日×5コマ)の平均稼働率は現在集計中。 ※今年度実施した調査をもとに、全学施設実態データベースを整備する。



表1-2 施設点検評価一覧（Ⅱ：整備）

実施主体 教官組織	事務組織	整備項目	実施の有無	実施の評価				
				機能性	安全性	審美性	コスト性	
環境専門委員会	経理部・管財課+各 部局事務	地下鉄工事「D」復旧	○ 両事業とも本期中におおよその計 画・事業方針が決定され、部分的に実 施に移された。	○ 両事業とも、機能性につい てはとくに本学の交通計画との対応を図るなど必 要最低限の機能性の確保は 図られている。	◎ 両事業とも、とくに学外の公共部分と接する箇所である 点から、見通しのきかない保安上問題のある箇所を生ま ぬような復旧形態を採用した。	◎ グリーンベルト・四谷通り に面する地下鉄工事「D」 の復旧については、特に景 観的配慮に重点をおいた。	◎ 両事業とも、本事業が基 本的に地方自治体の事業 であり名古屋大学の負担 はほとんどない。	
		都市計画道路沿道部復旧	○	○	○	◎	◎	
キャンパス情報ネットワーク 運営委員会	大計センター	新築・改築建物へのネットワーク 整備	工学部新1号館増築・共同教育研究施設 地区総合研究実験棟・留学生セン ターの整備を行った。	共同教育研究施設地区の 最近の施設（建物）の整備 スペースが設けられており また、最近の新築建物は複 ネットワークを部局別に構 成してしまっている。	合研究実験棟新設、理学部A館の改修工事など、 においては情報ネットワークに不可欠な機器設置 、ネットワーク整備が円滑に実現できた。 教部局の入居が原則となっているため、建物内 に設置する必要があり、ネットワーク構成が複雑に なっている。	該当なし	該当なし	該当なし
		情報ネットワークの更新	研究用ネットワークおよび教育研究支 援用LANの更新を行った	東山キャンパス内および、 附属農場との間を従来の12 8Kbps×2回線を一本化し、下り4Mbps（上り 2Mbps）に高速化した。 新たに4000箇所の情報コン セントを設置し、ネットワーク環境の向上を実現 した。しかし、NICE内 に接続している端末と、今後増加する端末を 高速回線に接続する情報コ ンセントの整備が必要になる。	鶴舞、大幸キャンパス間を10Gbpsに高速化した。 新管・改修以外の建物ではノード室といったネットワ ーク機器の設置場所がないため、ネットワーク機器を廊下 に設置しており、盗難・破壊など安全性に問題がある状 態となっている。	該当なし	該当なし	該当なし
		情報セキュリティの整備	ファイアウォール（FW）の設置 メール配送サーバの設置 ネットワーク侵入検知システム（ID S）の整備	ファイアウォールの設置に よる操作が容易に行えるよ うになった。	よりセキュリティ確保に必要なフィルタリングな どになった。	メール配送サーバの設置によりSPAMメール中継の被 害がなくなった。ネットワーク侵入検知システムの導入 によりネットワーク攻撃の状況が把握できるようにな った。平日の業務時間帯においては、検知システムの情報 をファイアウォールに反映されることにより、より高度 なセキュリティ確保ができるようになった。	該当なし	該当なし
振動問題対策委員会 （振動等集中管理室）	経理部・管財課	東山キャンパス振動モニタリング システム	当該設備は平成8年5月に完成し、現在 も稼働中である。	高感度加速度計による振動 計測を行い、その振動波形を学内の 送、表示、収録している。学内LANを用いているため、伝送スピードにやや問 題があるが、機能性は概ね 良好である。	観測を行っており、キャンパス内の微振動を感知 NICEシステムを経由して振動等集中管理室に伝 送されているため、伝送スピードにやや問 題があるが、機能性は概ね 良好である。	安全性には問題はない。	該当なし	本システムにより本学の 振動監視が可能となっ ており、稼働率も良い、コス トパフォーマンスは良好 と判断される。
附属図書館商議委員会/図書館 システム検討委員会	図書館事務	附属図書館東館及び西館新管 計画	平成11年3月に「附属図書館将来構 想（第一次案）」を、平成12年3月 には「附属図書館将来構想（第二次案） 」をとりまとめた。	附属図書館東館及び西館新 管計画の早期実現が望まれるが、今後の課題として、他の関連施設と連携し、合築の具体化について検討する必要がある。				
博物館運営委員会		教官研究室・各階電源取設・電気 配線取替・水道配管敷設・館内床 張替・防犯設備取設・雨漏り等防 水・便所模様替え・排水管改修・ 身障者用スロープ取設・手摺り等 改修・内壁塗装・実験室・コン ピュータネットワーク・外壁補 修・エレベーター・避難経路確保	教官研究室の整備・各階電源取設・電 気配線取替・水道配管敷設・館内床 張替・防犯設備取設・実験室の整備・コ ンピュータネットワークの整備が実施 された	教官研究室の暖房等の空調 設備が不備、とくに冬期の寒さが激しい。コンセ ントの数が不足・位置も悪 難しい。防音設備等の設備が不備で開館中での作業が 難しい。	床タイルの剥がれている部分が多く滑りやすい状態。貴重 な展示物を置くには防犯設備は不十分。	床タイルの剥がれている部分 が多い。	該当なし	

施設点検評価一覧（Ⅲ：維持管理）

実施主体 教官組織	事務組織	維持管理の内容	実施の有無	実施の評価					
				機能性	安全性	審美性	コスト性		
環境専門委員会	経理部・管財課+各 部局事務	芝生植樹帯維持管理（共通）	○	樹木・植樹帯をふくむキャ ンパスの外部空間の維持管理は、部局周辺エリアは各部局、それらを除く全学共通部分は本部（管財課所轄）によって成されている。Iの調査結果でも明らかとな り、東山キャンパスでは 相当部分が全学共通部分として管財課を維持管理主体とするエリアがある。そうした部分については、現状では財政的に、グリーンベルト内および周辺、キャンパ ス周縁部（市街地と接する 部分）および学内道路周辺のみを調整で手一杯といった状況である。特に、グリーンベルト西側部分の低木植え込み、東部緑地帯およびキャンパス周縁部の立ち枯 れ樹木の処理など、安全性 、審美性の見地から火急の対策を要するにも関わらず、維持管理に手が回らない項目がある点があり、予算措置をふくめた対策が緊急の課題となる。					
		樹木維持管理（共通）	△						
		芝生植樹帯維持管理（部局）	○						
		樹木維持管理（部局）	○						
キャンパス情報ネットワーク 運営委員会	大計センター	情報ネットワークの維持・管理	○	情報ネットワークは、1日 24時間、1週間7日、1年365日安定に稼働していることが要求されるが、現在は夜間・休日のネットワーク管理のための費用や人材がなく、大型計算機セン ターのスタッフに負担を強 いている。大型計算機センターでは安定運用のために最大限の努力をしているが、それでも障害は発生するため、今後、夜間・休日のネットワーク管理を外部委託 する費用の予算化が 望まれる。 NICEは部局による管理 体制が基本となっているが、物理的なネットワークの構成が管理体制と合致していない場合が多い。共同教育研究施設地区の総合研究実験棟のような新築建物で は、建物内に複数の部局が 入居する場合には部局毎に物理的なネットワークを分離することが可能であったが、旧来の建物では建物全体が1つのネットワークとして管理されている。そのた め、他部局管理の端末が原 因で発生したネットワーク障害の影響で研究活動が阻害される場合もあった。					
		情報セキュリティの維持・管理	○	ネットワーク侵入検知シ ステムは、単に設置するだけではセキュリティは保てない。日常の監視業務が不可欠である。大型計算機センターではネットワーク侵入検知システムのログを解析 し、危険な場合にはファイ アウォールの設定を変更したり、学内の端末管理者に連絡するなどの対応を行っている。しかし当然ながら、夜間・休日は監視業務が行われていない。そのため攻 撃性のウィルスの被害を受 ける可能性が常に存在する。今後、夜間・休日の監視業務のための予算化が望まれる。 また、ネットワーク侵入検 知システム、ファイアウォールは、ネットワーク攻撃に対応するための機能が日夜更新されており、これらの機能を最新のものに对应していく必要がある。そのた めの機能維持費用が不可欠 であり、全学からのサポートが必要である。 一方、最近では電子メールを 媒介したウィルスの被害が多い。一旦ウィルスに感染するとアドレス帳などを介してウィルス付きのメールをばらまくため、影響が大きい。今後、電子メールの ウィルスチェック機能の導 入が望まれる。 2002年1月からスーパーSINETが稼働している。スーパーSINETは、名古屋ノードを10Gbpsで接続する超高速ネットワークである。したがって名古屋大学の情報ネットワークにおいても今後も さらに利用が増大するので、情報ネットワークや情報セキュリティの維持・管理の重要性が増すことは明らかである。					
振動問題対策委員会 （振動等集中管理室）	経理部・管財課	①地震計の維持管理 ②伝送系の維持管理 ③収録・解析システムの維持管理	本システムはこれまで長期に中断する ことなく稼働しており、維持管理は概 ね適切に実施されている。	特に問題はない。		安全性に問題はない。	該当なし	年間の維持管理費用はシ ステム全体の導入費用の 5%程度であり、コスト的 に適切である。	



## 4. 3 キャンパスの全体計画（中期計画）

### 4-1 ゾーニング（図2）

「大綱」（Ⅱ基本目標）に示された「知の創造」「知の交流」を達成するために、東山・鶴舞・大幸の3キャンパスを既存の部局に特化した「部局教育研究域」と「全学共用交流域」とに大別し、さらに全学共用交流域は「地域交流ゾーン」「学内交流ゾーン」および「教育研究交流ゾーン」に区分して整備する。特に東山キャンパスにあっては、地域交流ゾーンと学内交流ゾーンとが重なる部分を「交流の拠点」とし、本学のシンボルゾーンとして整備する。

### 4-2 交通・緑地・インフラ整備

#### 〔交通・駐車場計画〕（図3）

東山・鶴舞・大幸の3つのキャンパスについて、交通計画を以下に策定する。キャンパス内移動のための交通施設を、その利用形態から、①歩車道と②歩行者空間に分けて整備する。この歩車道は、学内者による自動車の日常的な通行（通勤など）や、外来者、サービス用および緊急用車両の通行を想定しているが、地下鉄出入口付近やキャンパス内での歩行者移動を安全に保つため、日常的通行については、原則各キャンパス敷地の周縁部を巡回する道路に集約し、併せて歩道の整備を行う。また、主に外来者などの通行（各建物の足下に設けられた既設の駐車場への移動を含む）を想定した部分は、歩車共存をはかり、歩行者の快適な通行を重視した整備を行う。歩行者空間は、建物内の廊下なども含めた歩行者専用の通路空間として設定し、学内施設をショートカットしてつなぐ。この空間に関わる部分には、建物の内外にかかわらず、歩行者の滞留や交流を促すよう広場などを適切に設ける。

駐車場について、短期的には各建物の足元に既設されたものを最大限利用する計画であるが、中・長期的には東山キャンパスのグリーンベルト周りをはじめとして、路上駐車は廃止する。その代替として、前出の日常的通行を想定した歩車道（①）から直接アプローチ可能な位置にまとまった用地を確保する。これらの用地は、中期・長期計画では貴重な建物建設用地としても想定する。

#### 〔緑地および屋外環境〕（図4）

緑地を中心とする屋外環境の保全整備については、1）自然環境の適切な保全・継承と、人工環境の質の向上との2つの側面から取り組むこと、2）構成員や市民が自然環境などに関わりを持つことができるようなキャンパスを創造すること、3）構成員や市民の安全確保、秩序ある美しい景観を備えた魅力ある地域環境創造に寄与すること、という3項目が基本目標となる（「名古屋大学キャンパス環境保全整備計画要綱（案）」）。

東山キャンパスおよび東郷団地については既存の緑地等の保全を中心とする整備を行う。鶴舞・大幸・山手団地については、新たな緑地の創出も含め、積極的に緑化を進める。

全学的見地から環境保全整備の必要性の高い下記の箇所について保全整備を行う。

#### ①歩行者優先の屋外交流環境の整備

地下鉄の開通に伴う環境変化が予想される東山のグリーンベルト周辺をはじめとする、図2における地域交流ゾーン、学内交流ゾーンの屋外環境は、緑地の整備を含めた歩行者向け中心の再整備を行う。特にグリーンベルトでは、ケヤキ・クスノキの並木、グリーンベルト西側中央部の低木について、安全と景観保持の観点から剪定等の整理を行う。

## ②東山キャンパス東部緑地等

自然環境の保全に努めるとともに、枯死樹木の撤去や進入防止措置など学内外者の安全確保のための施策を講ずる。また不法投棄物を撤去し、投棄の防止策を講ずる。

## ③キャンパス外周付近

周辺地域の市民生活の安全性、快適性の確保のために環境保全整備を行う。その際、公的な景観整備事業等とのデザインの調和を図る。

## ④その他の屋外環境整備

主要自動車道路沿い、あるいは主要歩行者道路沿いにおいても重点的に環境整備を行う部分を設定する。その他、東山・大幸の屋外運動場およびその周辺の緑化を進める。

## [エネルギー計画] (図5)

環境保全と快適性、経済性がバランスしたサステナブル・キャンパスの構築を目標に、建築・構造・設備を一体として考えた施設整備を行い、環境負荷低減と省資源さらには施設維持・管理費の節約を図る。また、施設計画では自然エネルギーの有効利用や新エネルギーシステムの導入などを積極的に検討し、本学の為すべき社会的義務と高度教育への責務を果たす。

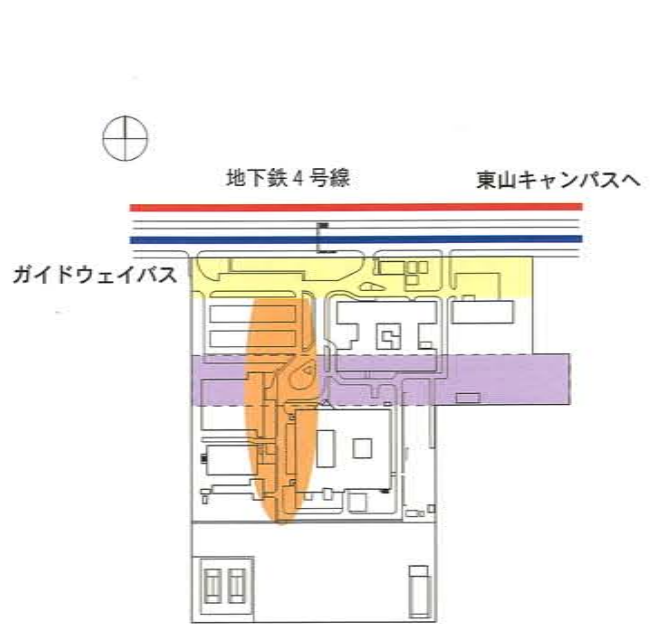
エネルギー管理は、省エネルギーと省力化を図るため一元化するとともに、電気、ガス、給排水、情報通信などの設備インフラ基盤強化とこれらの保守管理を効率化するために共同溝を整備する。共同溝は、各キャンパスとも幹線部を主要道路下に設け、その周辺建物の地下ピット等を活用して支線部を展開し、共同溝ネットワークを構築する。

東山キャンパスでは、グリーンベルト周りなどの主要道路下に幹線溝を配し、これを軸として支線溝を南北方向に展開する。支線溝は、今後新築および大規模改修される建物の地下ピット等を積極的に活用して整備し、現在分散配置されている井水給水設備は、将来的にはエネルギーセンター横に統合する。

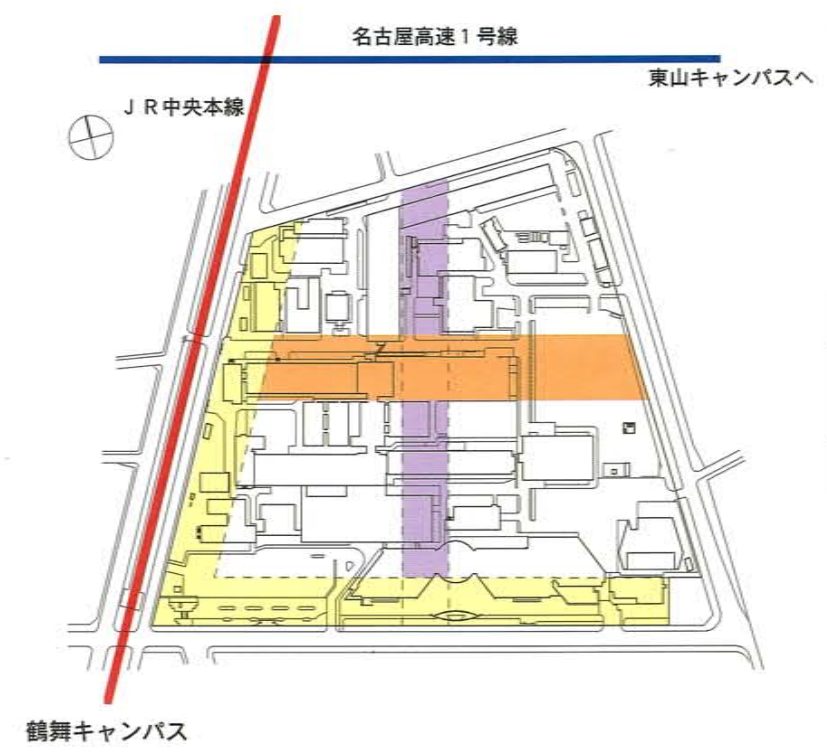
鶴舞キャンパスでは、幹線溝が主要道路下に整備済みである。今後は、新築および大規模改修される建物の地下ピット等を活用して支線溝の整備を行う。

大幸キャンパスの共同溝、エネルギーセンターおよび中央給水施設の整備は既に完了しているが、今後建設余地に大規模建物が新築される場合には、主要道路下に共同溝を整備する。





大幸キャンパス



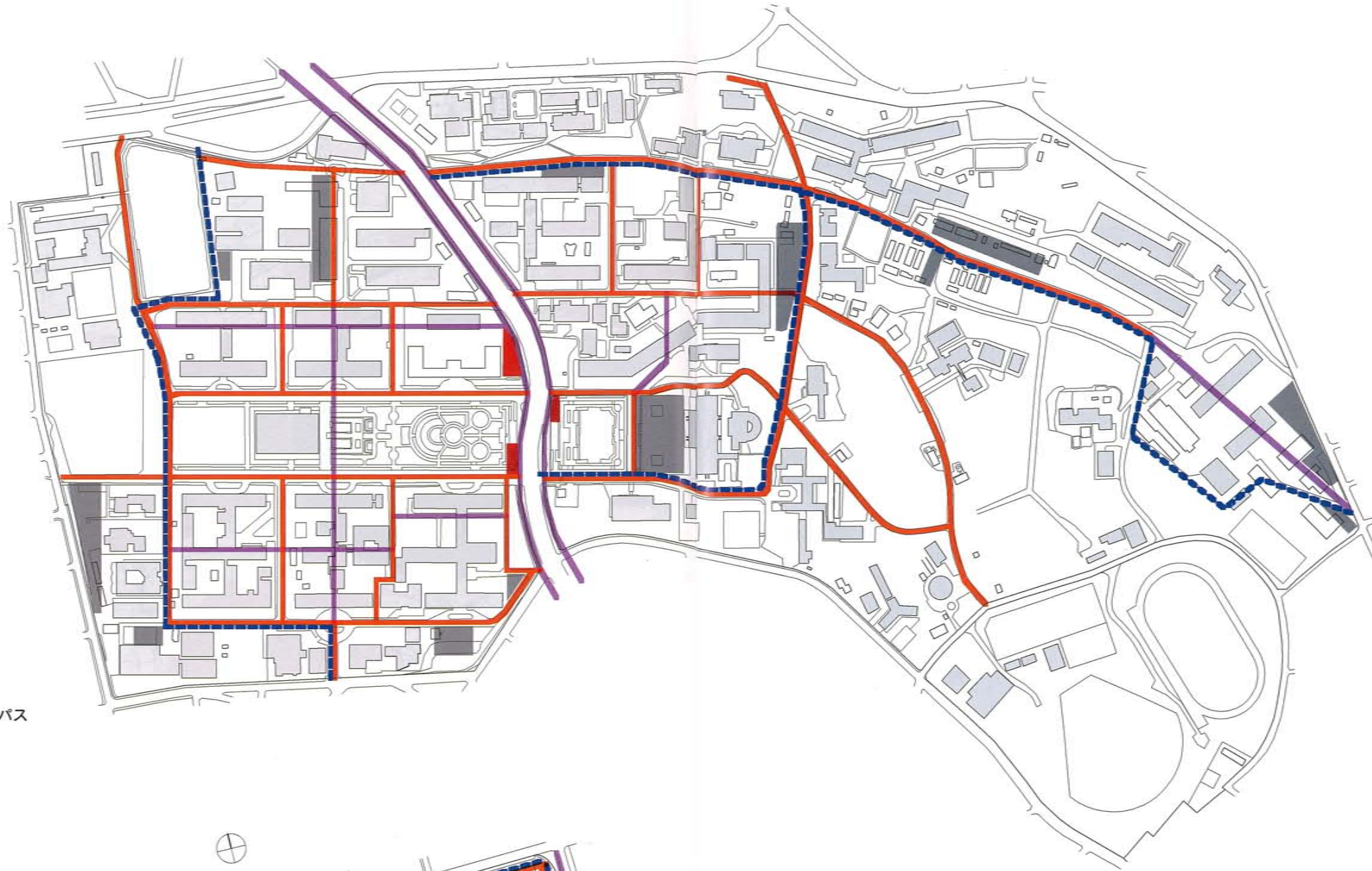
鶴舞キャンパス

- 部局研究域
- 全学共用交流域
  - 地域交流ゾーン
  - 学内交流ゾーン
  - 教育研究交流ゾーン
  - 交流の拠点
  - 保全緑地

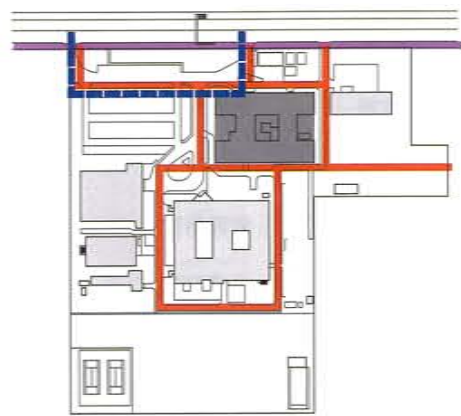
scale=1:5,000



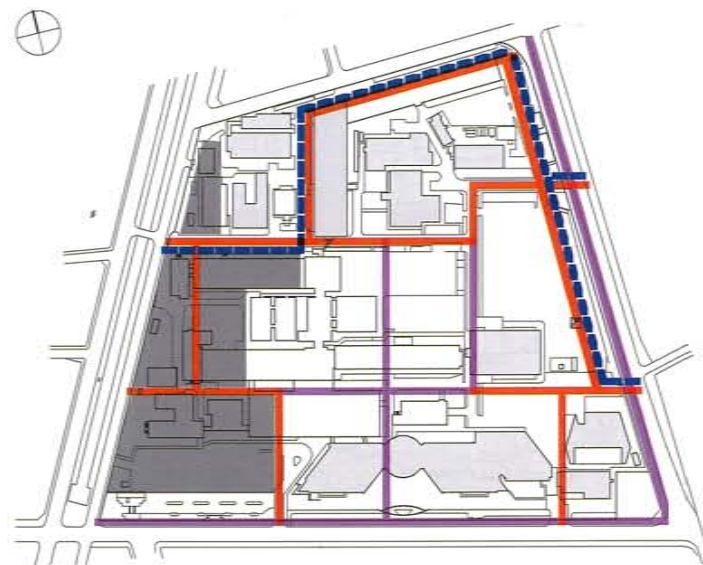
東山キャンパス



大幸キャンパス



鶴舞キャンパス



- 歩車道 (外来・サービス・緊急車両)
- - 歩車道 (通勤等車両)
- 歩行空間として整備
- 新設予定駐車及び駐輪  
(建物足下廻り駐車場は  
既存のままとする)
- 地下鉄出入口

scale=1:5,000

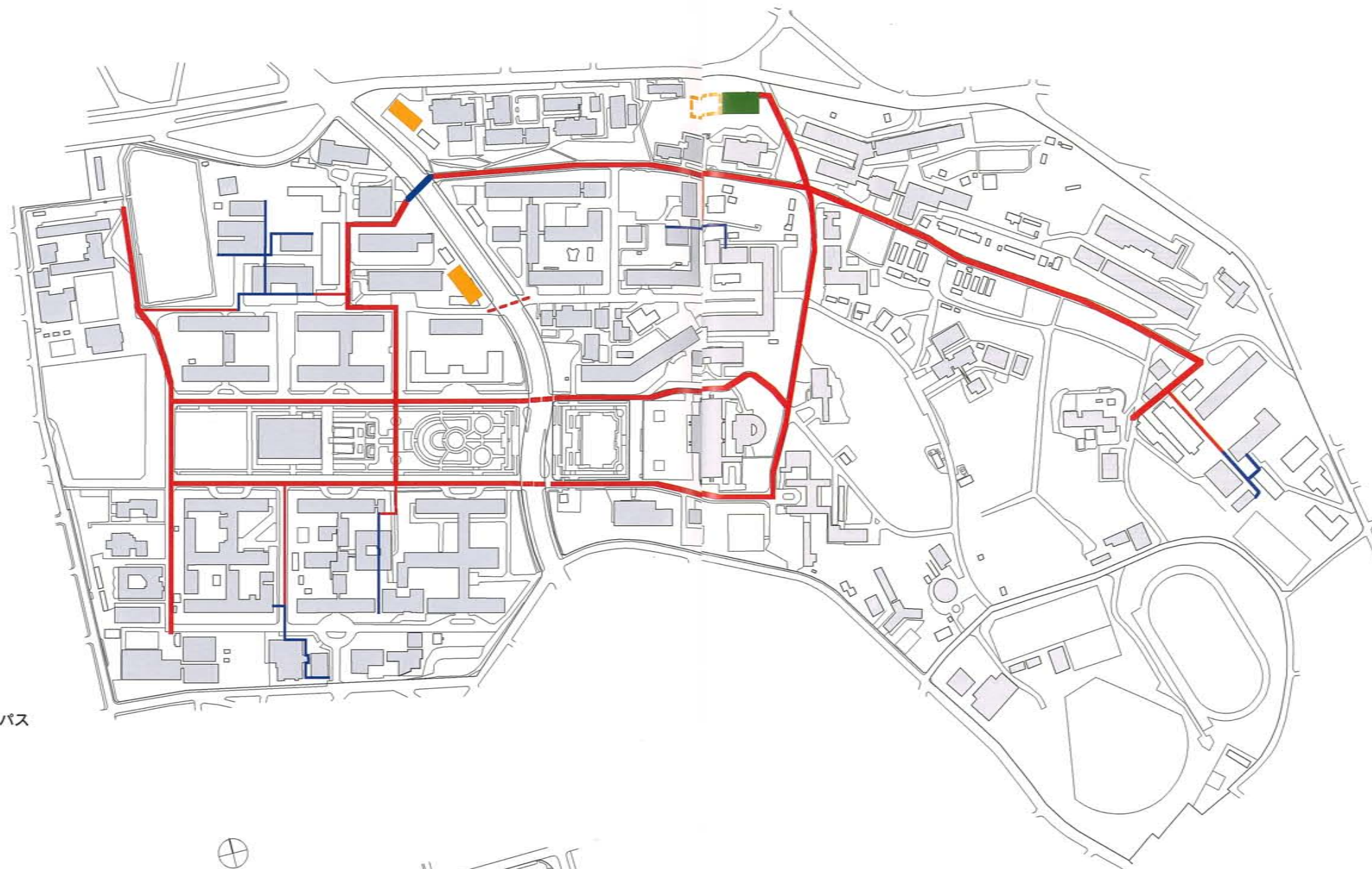




図4 緑地および屋外環境整備計画



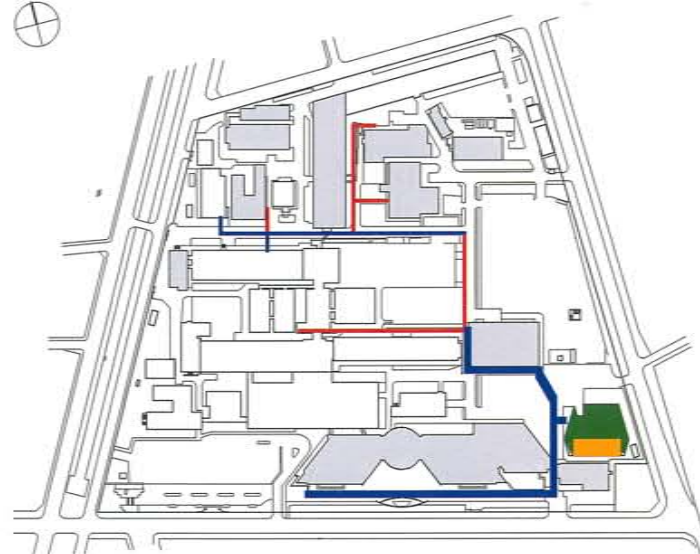
東山キャンパス



大幸キャンパス



鶴舞キャンパス



- 既設共同溝 (幹線部)
- 計画共同溝 (幹線部)
- - - 既設埋設管 (幹線部)
- 既設共同溝 (支線部)
- 計画共同溝 (支線部)
- エネルギーセンター (既存)
- 井水関係設備 (既存)
- 井水関係設備 (将来)

scale=1:5,000

## 5. 短期（向こう5年間）計画

### 5-1 施設計画の位置づけ

短期計画策定にあたり、表2は各部局で検討されている施設計画（順不同）を「大綱」に沿って「部局専用」と「全学共用交流（教育研究交流、学内交流、地域交流）」の機能別に位置づけたものである。

### 5-2 施設建設可能用地の設定

現在の本学3キャンパスにおける建設可能用地を図6に示す。今後の施設計画は、下記の用地設定方針の確認を行いつつ、検討すべきである。

①東山キャンパス全体のオープンスペースであるグリーンベルト周辺には、学内交流および地域交流ゾーンにふさわしい教育機能、情報基盤機能、情報発信機能を有する施設（共通教育施設や図書館、博物館）および福利厚生施設を優先的に計画する。

②グリーンベルト南北に面した既存校舎は棟が南面平行配置となっているため、キャンパス内の限られた敷地を有効利用するよう、南北両棟の東西端をつなぎ、基本的に内側を中庭とした囲み配置への展開を目指す。

③グリーンベルトは、名古屋市の景観条例との関係もあり、都市景観を損なうような恒久的な施設計画用地としては設定しない。ただし、オープンスペースとしての特徴を失わない利用範囲（地下構造物）においては、地下鉄駅との関係を生かした全学的施設の計画は妨げない。また、その周辺の施設は低層を基本とする。（p.22、23の参考図参照）

④プラ研街道沿いをはじめとして、グリーンベルト周辺以外の用地に建設する場合は、可能な限り中高層とし、用地の有効活用を図る。

⑤名古屋市の風致地区として位置づけられている東部緑地は、現在市条例による最低限度の緑被率45%に近づいており、今後の建設可能用地としては原則考慮しない。

⑥鶴舞キャンパスは容積率（200%）の限界に近づいており、その緩和を市当局に働きかける。

### 5-3 「国立大学等施設緊急整備5か年計画」

文部科学省は「国立大学等施設緊急整備5か年計画－施設の重点的・計画的整備－」を発表した（平成13年4月18日）。以下の4つがその重点整備項目である。

- ① 大学院充実等に伴う大学院施設の狭隘解消等
- ② 卓越した研究拠点等（世界水準の学術研究拠点および地域連携や国際学術交流拠点）
- ③ 先端医療に対応した大学附属病院
- ④ 老朽化した施設の改善整備（耐震性能強化・活性化）

また、今後の施設整備はすべて弾力的な運用の可能な総合研究棟とすべきとされている。

### 5-4 弾力的な施設運用計画

老朽施設の大規模改修が行われている際には、講義室など研究教育活動を支えるスペースの確保が困難となる。また大学院の狭隘解消を伴う総合研究棟の整備には、学問領域あるいは部局の枠を超えたかたちで、全学共用教育研究施設の確保が必要である。それらの施設の運用にあたっては確保と利用に関する要項及び運営委員会要項に則り、弾力的な利用をはかる。さらにこの機会にあわせ、各部局で生じ



表2 建物の整備と「大綱」との相関(平成13年10月29日現在)

	部局専用	全学共用		
		教育研究交流	学内交流	地域交流
狭隘解消等	理系総合研究棟			
	総合研究棟(2-2)工学部1B電子情報館南棟			
	生命科学技術総合研究棟			
	環境学研究所棟			
	文学研究科総合実験研究室			
	法科大学院新営			
	経済学研究科新営計画			
	情報文化学部棟			
	保健学科棟			
	言語文化学部新営計画			
	総合保健体育科学センター増築			
	地震火山観測研究センター実験棟			
	南天観測研究センター			
	医学部総合研究棟2号館			
	ものづくり研究センター			
	総合研究実験施設-3			
	太陽地球環境研究所本館			
	遺伝子実験施設			
	インターファカルティ交流研究機構			
	発達心理精神科学教育研究センター棟			
	理系総合研究棟建築に伴う支庫建物建替			
			超低温実験棟	
	生命農学研究科実験動物保存育成棟			
化学測定機器センター				
地球水循環研究センター棟				
			共通教育校舎の増床および教養教育院関連施設および学生総合センター	
卓越研究・交流拠点等	超小型放射光利用研究センター			
	環境調和型エネルギー総合研究棟			
			インキュベーションスペース	
	アイトープ・放射線科学総合研究センター			
	野依教授ノーベル賞受賞記念館			
	東山高専総合研究棟			
			博物館(芸術文化プラザ(仮称))	
			附属図書館東館・西館	
			メディアラーニングセンター	
			留学生センター増築	
			国際交流会館	
先端医療	中央診療棟			
	外来診療棟			
老朽施設の改善	文学部本館・講義棟・教育学部本館			
	動物飼育心理実験室			
	法経本館・共用館			
	言語文化部			
	理学部A B C D E G 館			
	大気水圏研究所本館(環境学研究所)			
	工学部2, 3, 4, 5, 6, 7号館			
	原子核第一特別実験室			
	農学部講義棟			
	化学科校舎			
	総合校舎本館			
	総合校舎講義棟			
			体育館	
			学生会館	
	年代測定資料センター			
	本部庁舎2・3号館			
	共同教育研究施設第2号, 第6号			
	大型計算機センター			
	環境医学研究所本館			
	附属学校体育館			
	動物基礎研究棟			
	動物アイトープ分館			
	動物基礎医学研究棟別館			

注:この表は、すでに計画が進んでいるもの、部局等で構想段階のものを、順不同にて、取りまとめたものである



ている分散配置の状況を点検評価し、それを改善する方向での施設再配置の検討を行う。

[改修時における講義室の確保と改修後の再配置] (図7)

共通教育講義室が集中的に配置されている総合校舎棟（現情報文化学部・共通教育棟）の改修時には、講義室が大幅に不足する事態が生じる。共通教育講義室の一時的な不足を減らすため、総合校舎棟の改修については工期を分けて行う。さらに各部局校舎の講義室の相互利用、有効利用を図り、改修時の講義室の不足に対応する。なお改修期間中は講義室の確保が困難となるため、全学共用教育研究施設の暫定利用によって教育の場を確保する。

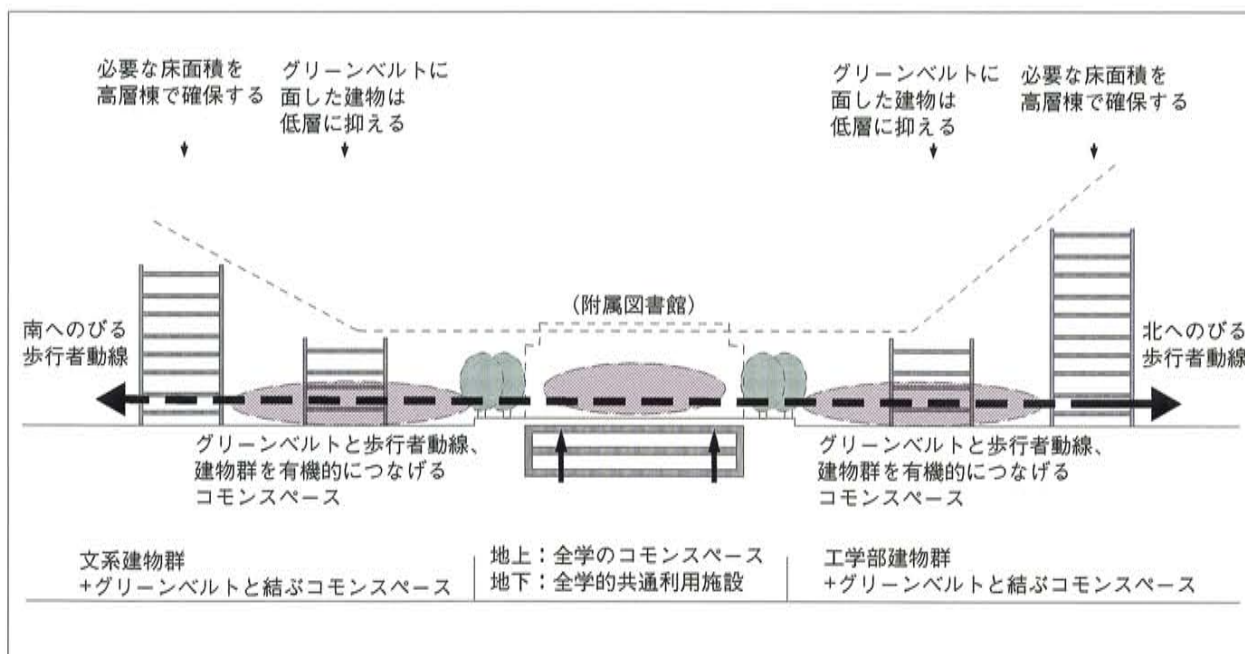
上記のプロセスを経て、改修後は教養教育の学部負担を盛り込んだ教養教育院の設置の趣旨に従って、共通教育講義室を学内に分散的に確保する。ただし、学生や教官の移動の軽減と講義開催状況の把握を容易にするために、共通教育講義室は、総合校舎棟を中心として文系地区の中央部一帯、および工学部7号館および4号館周辺など、ある程度空間的にまとまった位置に整備する。

[全学共用教育研究施設の確保] (図8)

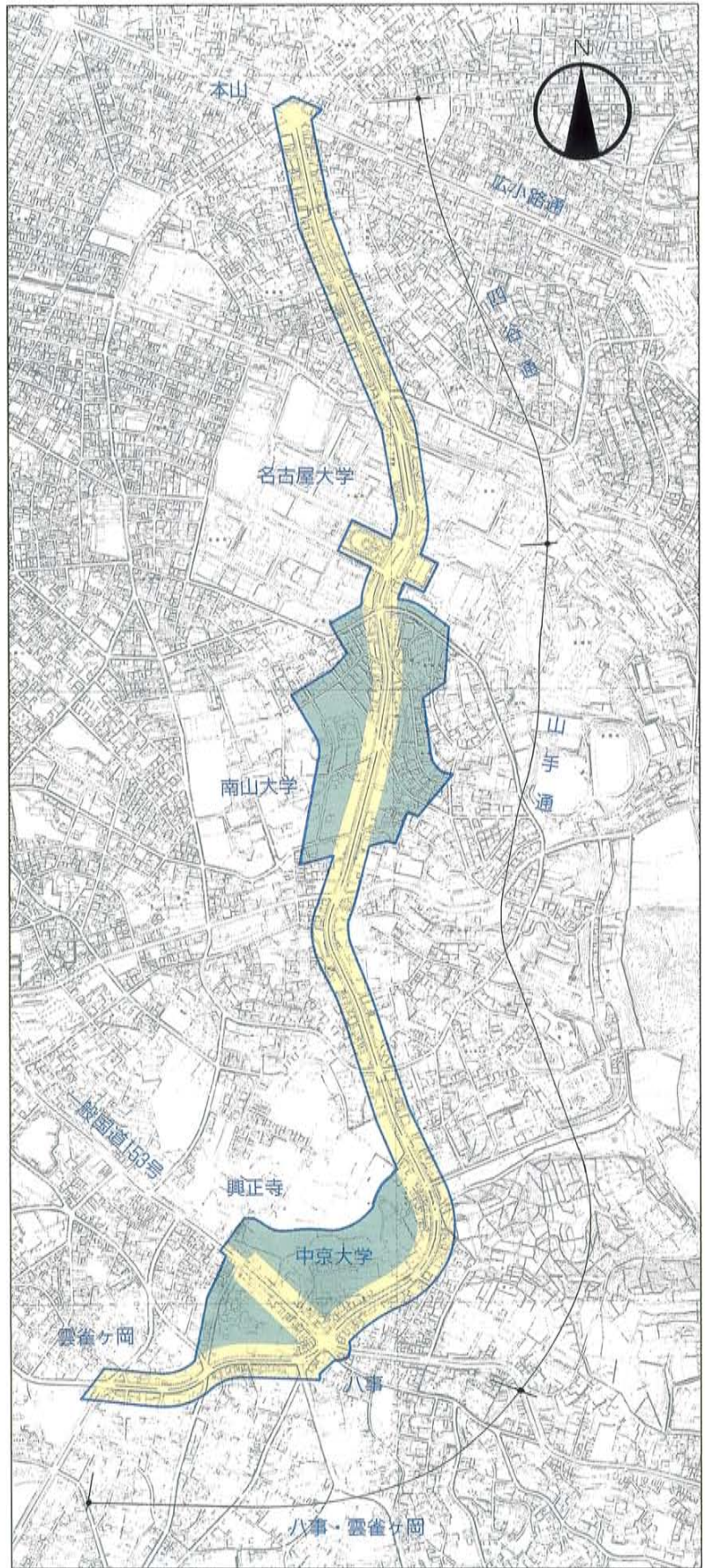
全学共用教育研究施設については、建物毎に単に分散配置するだけでなく、キャンパス内のアクセス、建物内におけるまとまり等、有効利用を図るための配置計画を行う。

本学では、短期的には当施設を分散配置し、その一部を移転等の緊急避難スペースにあてるが、最終年度の改修事業終了時点における空きスペースに集約的に確保する案も検討していく。

その再配置案においては、共通教育講義室の各部局への分散的確保によって生み出された総合校舎における空きスペースを全学共用教育研究施設とし、この総合校舎棟地区および共同教育研究施設地区（旧核融合研究所跡地）周辺に全学共用教育研究施設を集約的に整備する。



参考図 グリーンベルトのデザインコードと将来構想  
(名古屋大学キャンパスマスタープラン'97より再掲)



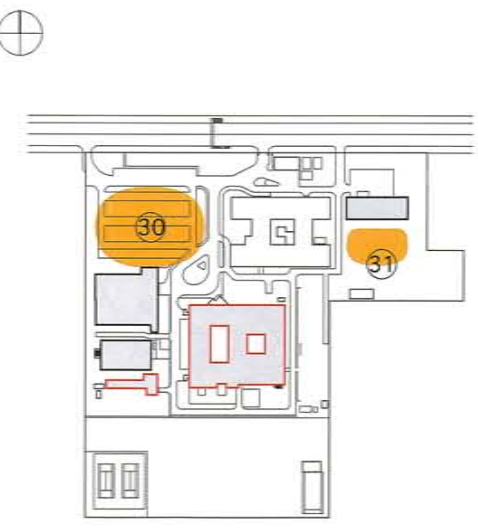
参考図

- 四谷・山手通都市景観整備地区  
(延長・約3.8km、面積・約57.8ha)
- 幹線道路及びその沿道奥行き30m  
の地区
- 景観こみち地区

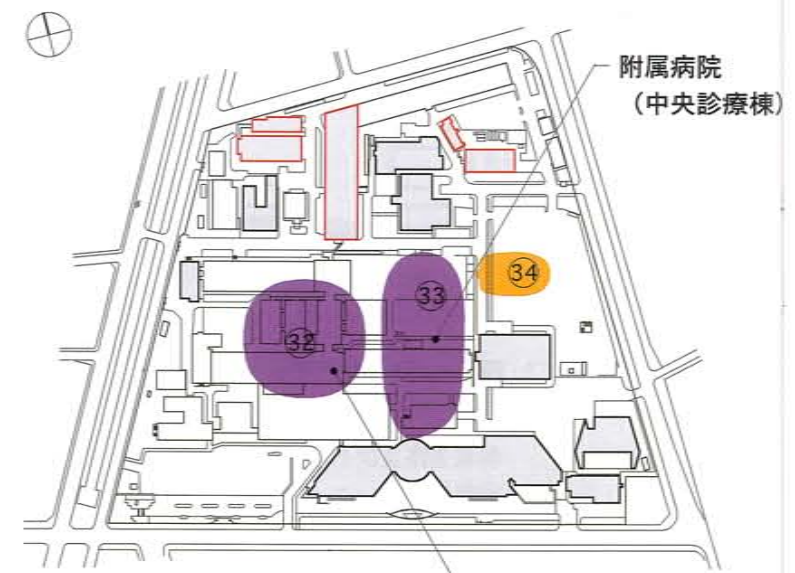




想定敷地面積		
工/	番号	面積 (m <sup>2</sup> )
東山	①	1,000
	②	1,000
	③	700
	④	1,000
	⑤	1,000
	⑥	1,300
	⑦	600
	⑧	2,400
	⑨	1,300
	⑩	1,200
	⑪	900
	⑫	1,100
	⑬	900
	⑭	1,000
	⑮	2,700
	⑯	600
	⑰	600
	⑱	600
	⑲	500
	⑳	500
	㉑	500
	㉒	500
	㉓	3,400
	㉔	2,200
	㉕	300
	㉖	1,200
	㉗	1,500
	㉘	500
	㉙	800
TOTAL		31,800
大幸	⑳	3,200
	㉑	1,000
	TOTAL	
鶴舞	㉒	3,700
	㉓	6,200
	㉔	1,800
	TOTAL	



大幸キャンパス



鶴舞キャンパス

- 狭隘解消等  
卓越研究拠点等
- 交流拠点等
- 先端医療
- 老朽化施設の改善
- 長期利用建物

※建設可能用地の既存の機能については代替の措置を講ずる

scale=1:5,000

図6 施設建設可能用地の設定



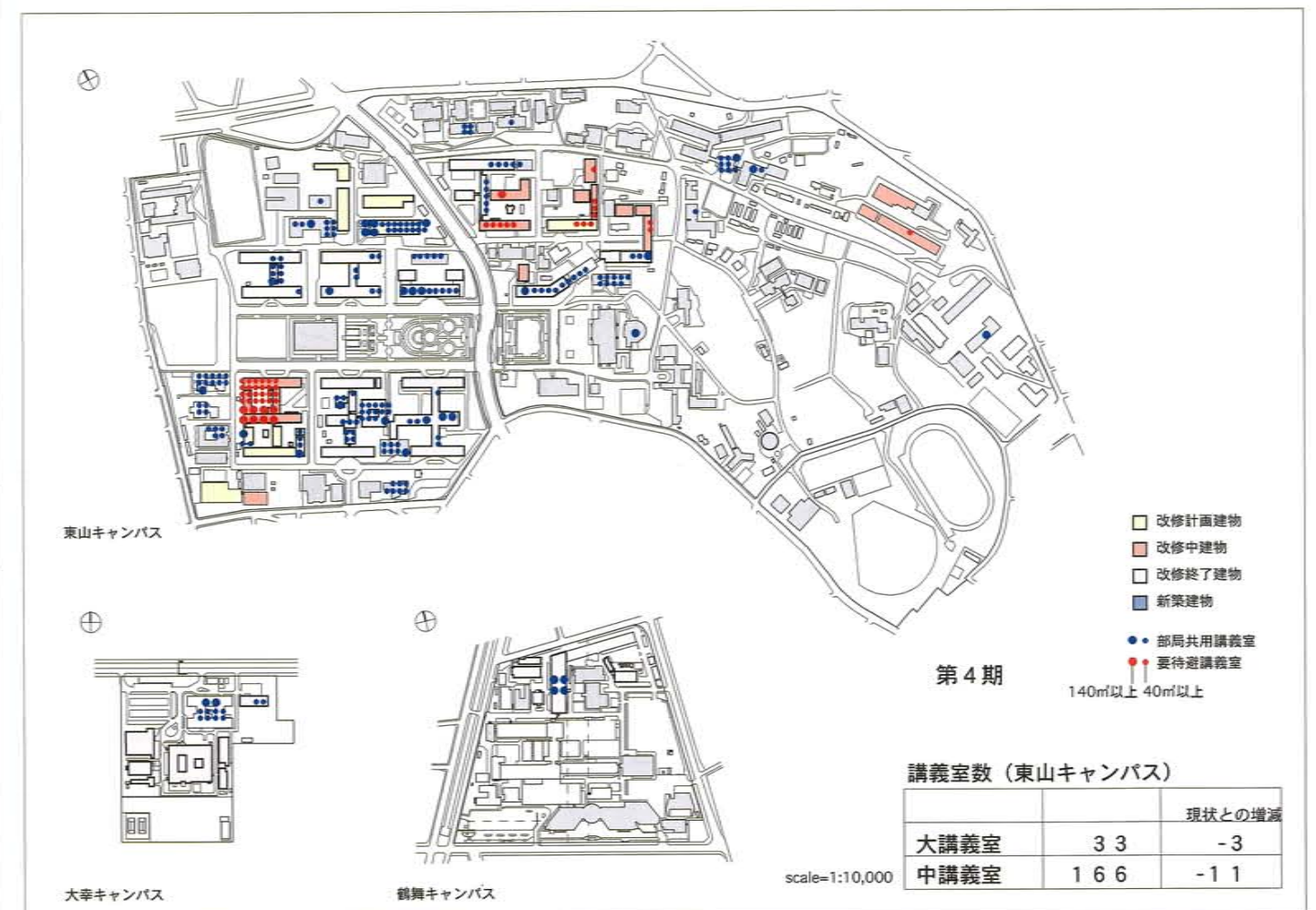
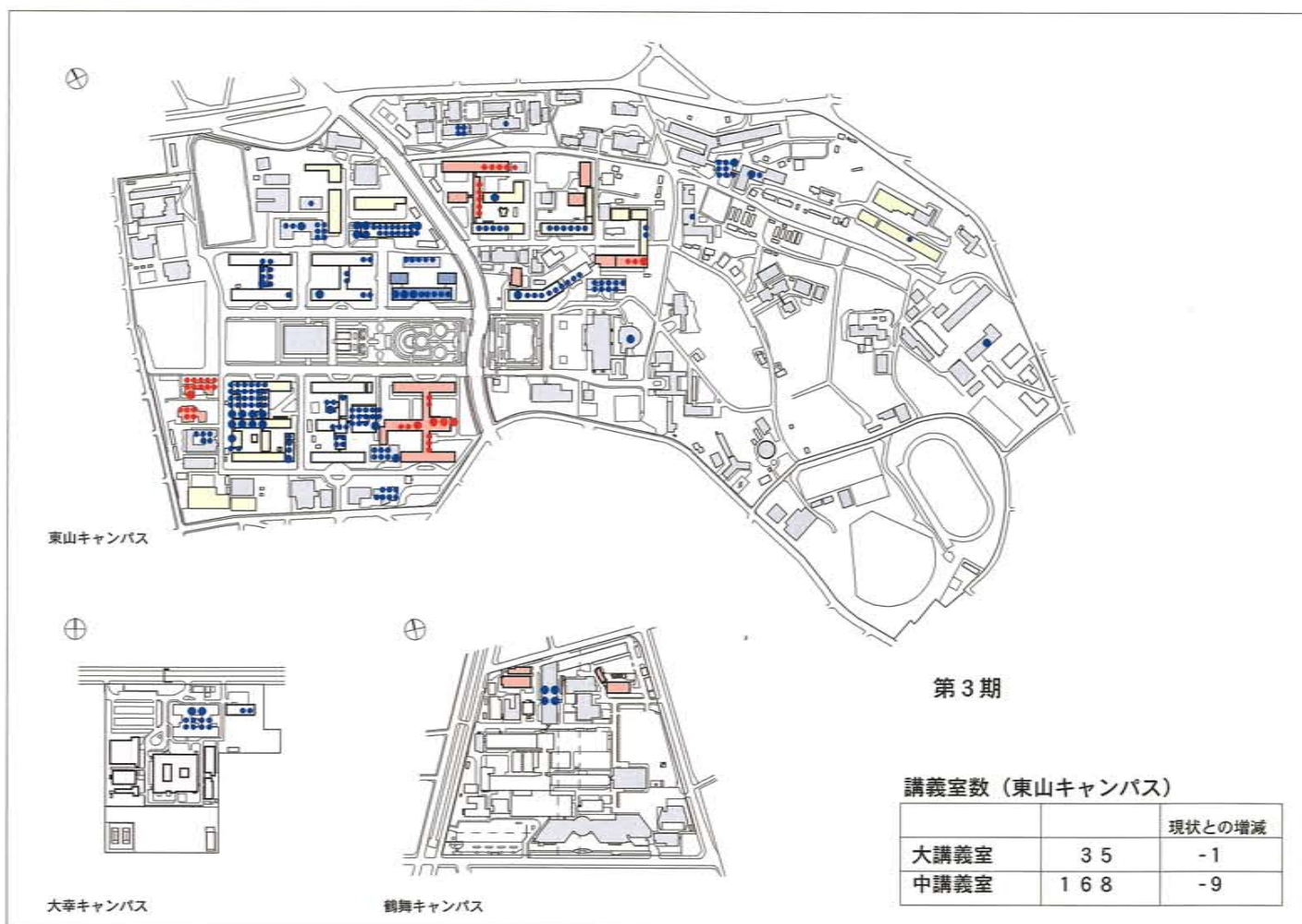
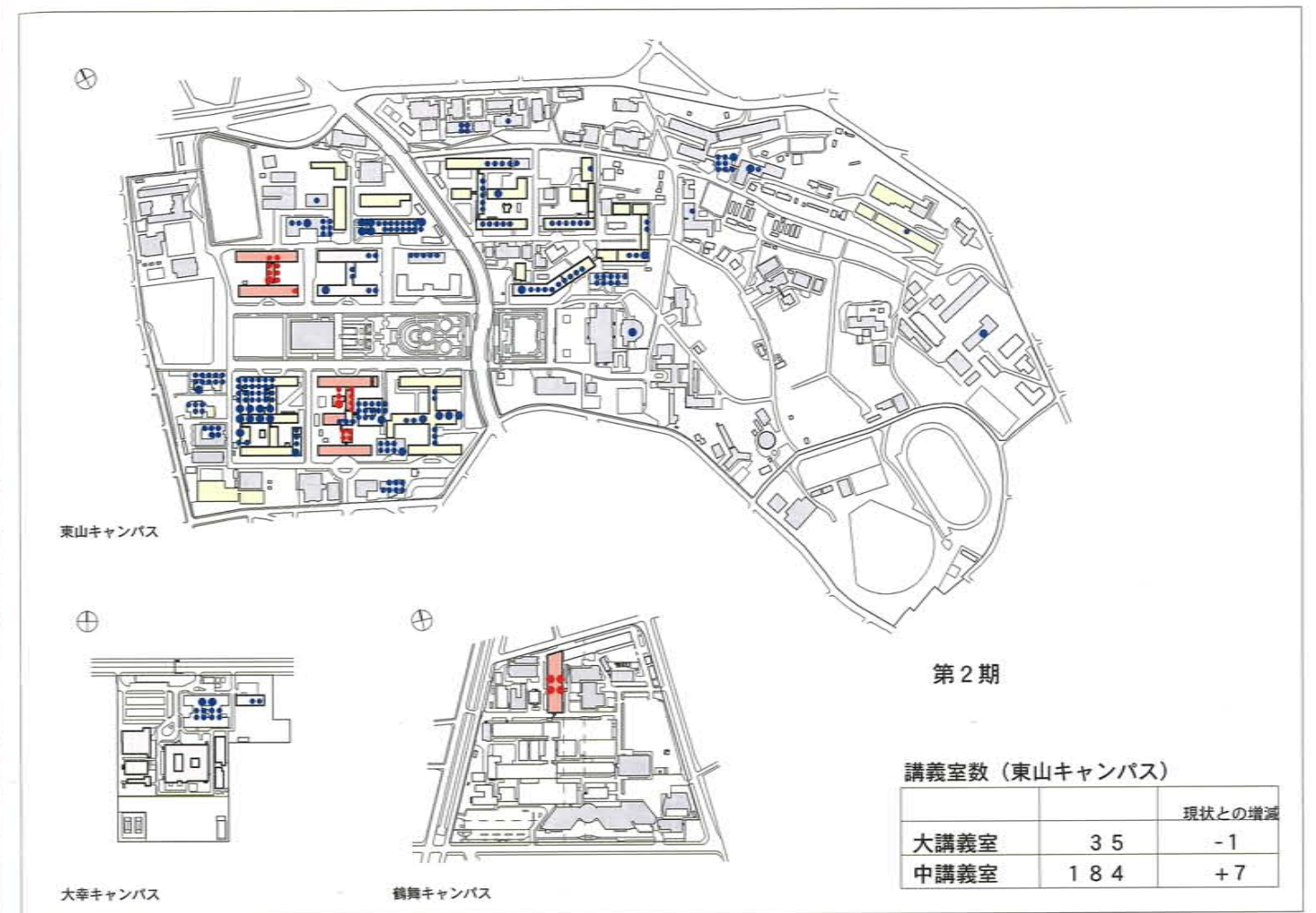
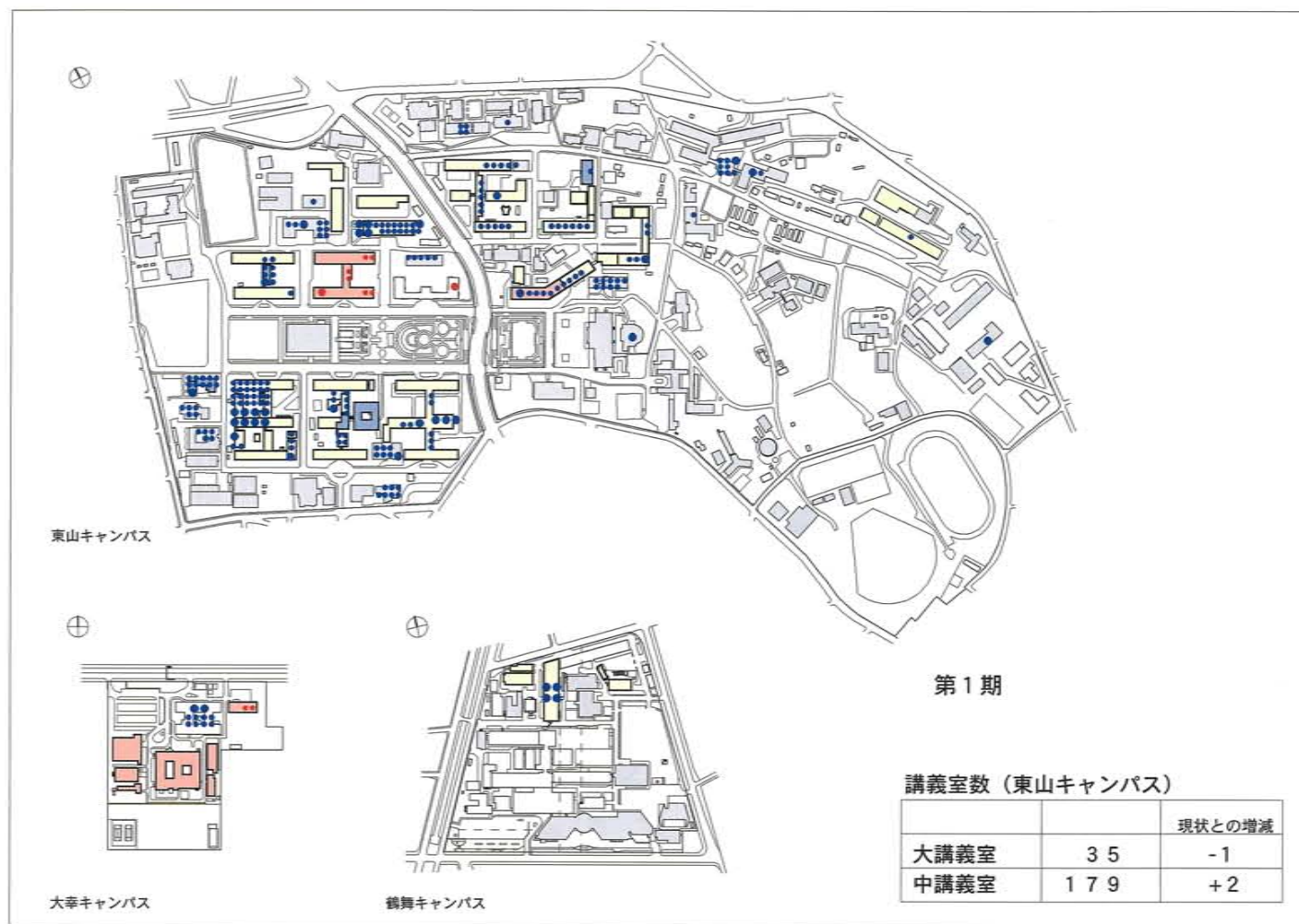


図7-1 改修時における講義室の確保-1/5~4/5 -26-



東山キャンパス

大幸キャンパス

鶴舞キャンパス

第5期

- 改修計画建物
- 改修中建物
- 長期利用建物
- 新築建物

- 部局共用講義室
- 要待避講義室

140m以上 40m以上

講義室数（東山キャンパス）

		現状との増減
大講義室	34	-2
中講義室	178	-1

scale=1:5,000



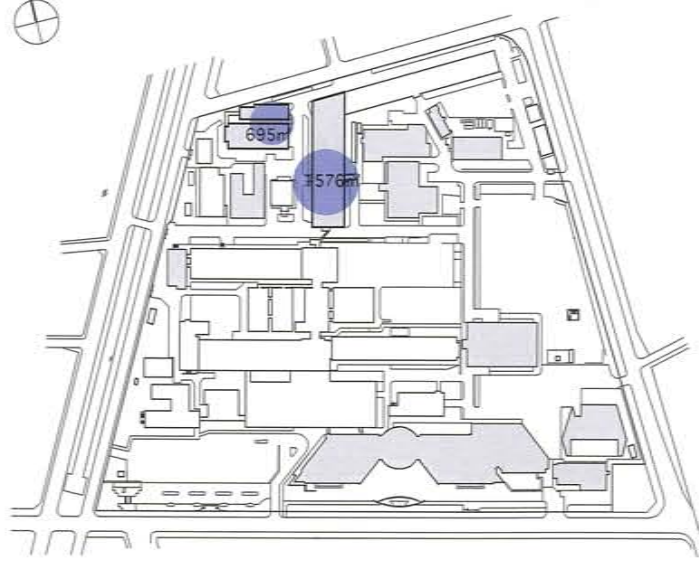
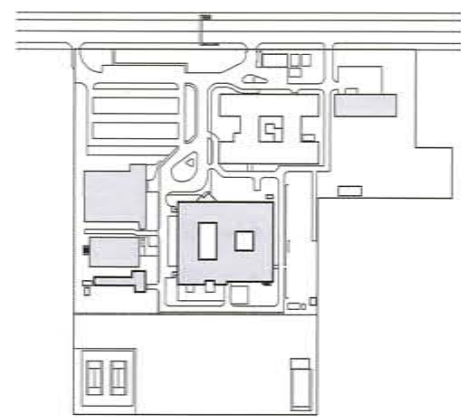
東山キャンパス

大幸キャンパス

鶴舞キャンパス

5カ年改修終了時点

scale=1:5,000





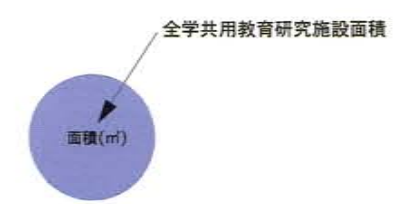
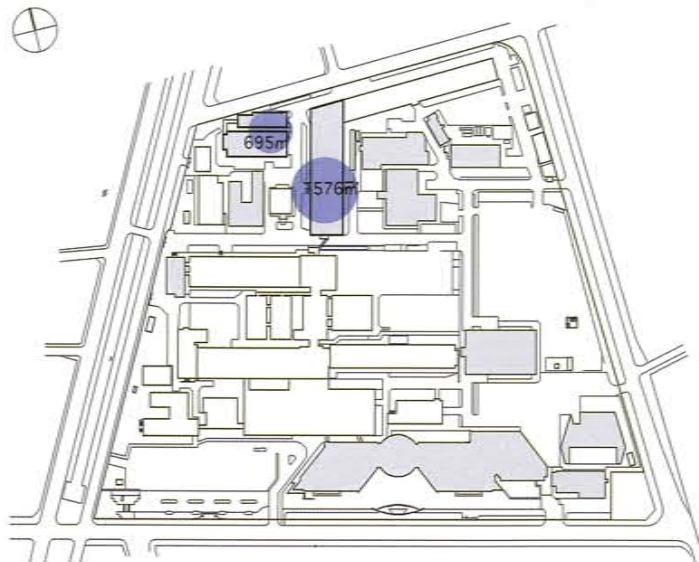
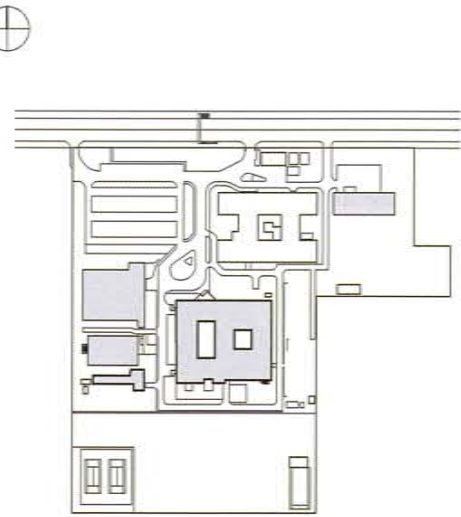
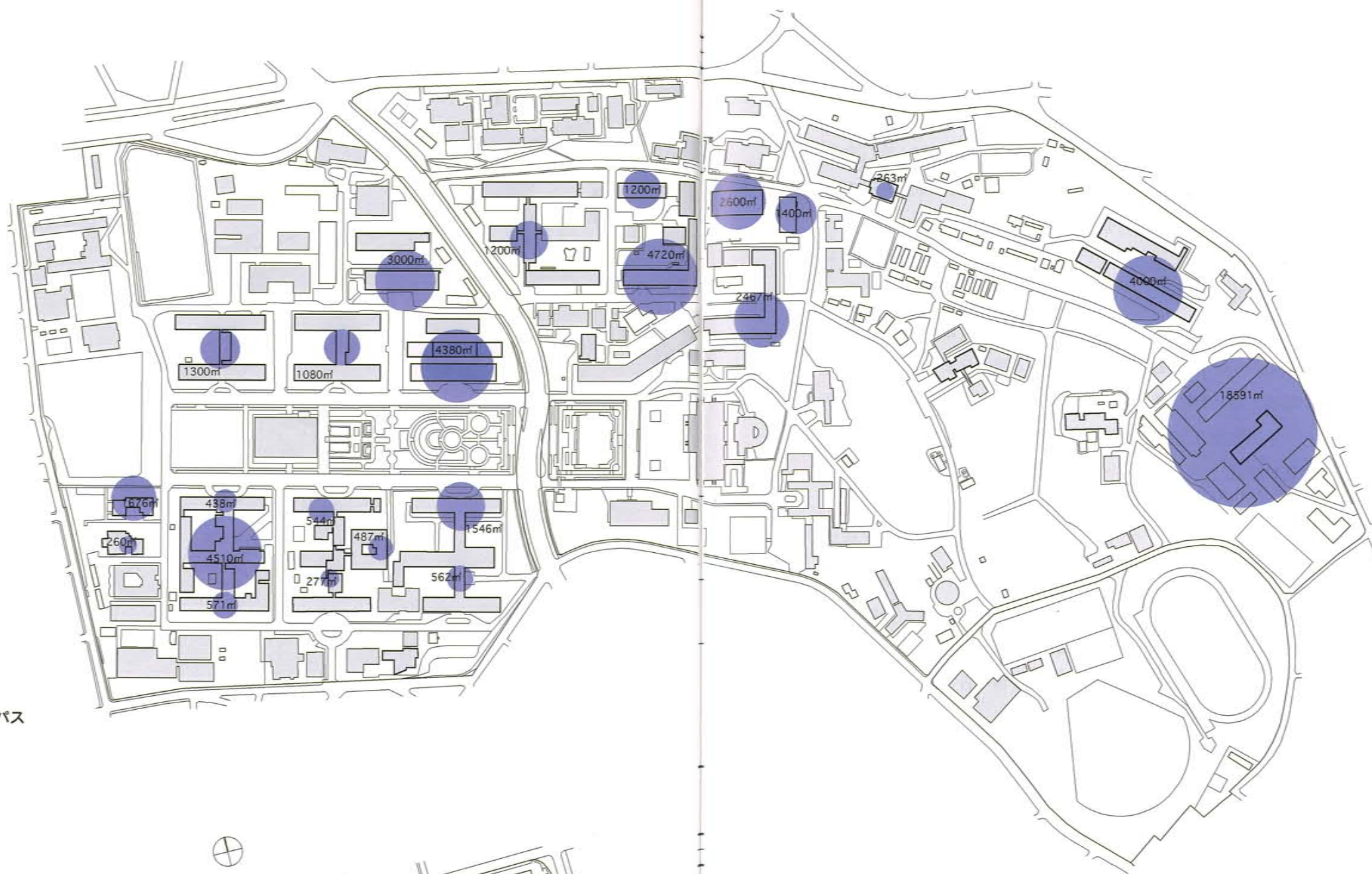
東山キャンパス

大幸キャンパス

鶴舞キャンパス

改修後集約再配置案

scale=1:5,000





付1) 名古屋大学キャンパスマスタープラン2001策定ワーキンググループ委員一覧

委員長(主査)	奥野信宏	副総長(整備委員会委員長)
委員(副主査)	伊藤正之	副総長
委員	植田健男	教育発達科学研究科教授
委員	並河良一	経済学研究科教授
委員	大峯巖	理学研究科教授
委員	杉浦康夫	医学研究科教授
委員	松井恒雄	工学研究科教授
委員	松田幹	生命農学研究科教授
委員	片木篤	環境学研究科教授
委員	谷口元	工学部教授(施設計画推進室長・施設点検評価部会長)
委員	鑄物良雄	施設部長

付2) キャンパスマスタープラン2001策定部会構成員一覧

主査	谷口元	工学部教授(施設計画推進室長)
	植田健男	教育発達科学研究科教授
	杉浦康夫	医学研究科教授
	片木篤	環境学研究科教授
	山下哲郎	医学部助教授(医系施設整備推進室)
	野々垣篤	工学部講師(施設計画推進室)
	恒川和久	工学部助手(工学部施設整備推進室)
	木方十根	工学部助手(施設計画推進室)
	田中英紀	工学部助手(施設計画推進室)
	山田博司	施設部企画課専門員

付3) 名古屋大学キャンパスマスタープラン2001策定ワーキンググループ活動記録

- 平成13年10月17日 第1回策定ワーキンググループ
- 平成13年10月22日 第1回キャンパスマスタープラン2001策定部会
- 平成13年10月29日 キャンパスマスタープラン2001策定に向けての施設計画ヒアリング  
第2回策定部会
- 平成13年11月5日 キャンパスマスタープラン2001策定に向けての点検評価の実施について(依頼と説明)  
第3回策定部会
- 平成13年11月12日 第4回策定部会
- 平成13年12月3日 第5回策定部会
- 平成13年12月6日 第2回策定ワーキンググループ
- 平成13年12月10日 第6回策定部会
- 平成13年12月17日 第3回策定ワーキンググループ  
第7回策定部会
- 平成14年1月8日 第8回策定部会
- 平成14年1月15日 第9回策定部会
- 平成14年1月18日 第4回策定ワーキンググループ
- 平成14年2月4日 第10回策定部会
- 平成14年2月8日 第5回策定ワーキンググループ  
第11回策定部会
- 平成14年3月7日 第12回策定部会
- 平成14年3月11日 第6回策定ワーキンググループ



付4) 整備委員会委員一覧

平成13年度

部 局 等 名	氏 名
副総長	奥 野 信 宏
副総長	伊 藤 正 之
事務局長	野 角 計 宏 ( ~H13. 7 )
	小 池 啓三郎 ( H13. 8 ~ )
文学研究科長	若 尾 祐 司 ( ~ H13.10 )
	神 尾 美津雄 ( H13.11 ~ )
教育発達科学研究科長	安 彦 忠 彦
法学研究科長	北 住 炯 一
経済学研究科長	岸 田 民 樹
情報文化学部長	田 中 喜美春 ( ~ H14. 2 )
	加 藤 潔 ( H14. 3 ~ )
理学研究科長	山 下 廣 順
医学研究科長	勝 又 義 直
工学研究科長	後 藤 俊 夫
生命農学研究科長	並 河 鷹 夫
国際開発研究科長	長 田 博
人間情報学研究科長	神 谷 紀 生
多元数理科学研究科長	土 屋 昭 博
国際言語文化研究科長	平 井 勝 利
環境学研究科長	小 川 克 郎
環境医学研究所長	妹 尾 久 雄
太陽地球環境研究所長	上 出 洋 介
附属図書館長	伊 藤 義 人
医学部附属病院長	二 村 雄 次
言語文化部長	小 栗 友 一
総合保健体育科学センター長	高 橋 俊 彦

## 付5) 名古屋大学学術憲章

(平成12年2月15日制定)

名古屋大学は、学問の府として、大学固有の役割とその歴史的、社会的使命を確認し、その学術活動の基本理念をここに定める。

名古屋大学は、人間と社会と自然に関する研究と教育を通じて、人々の幸福に貢献することを、その使命とする。とりわけ、人間性と科学の調和的発展を目指し、人文科学、社会科学、自然科学をともに視野に入れた高度な研究と教育を実践する。このために、以下の基本目標および基本方針に基づく諸施策を実施し、基幹的総合大学としての責務を持続的に果たす。

### 1. 研究と教育の基本目標

- (1) 名古屋大学は、創造的な研究活動によって真理を探究し、世界屈指の知的成果を産み出す。
- (2) 名古屋大学は、自発性を重視する教育実践によって、論理的思考力と想像力に富んだ勇気ある知識人を育てる。

### 2. 社会的貢献の基本目標

- (1) 名古屋大学は、先端的な学術研究と、国内外で指導的役割を果たしうる人材の養成とを通じて、人類の福祉と文化の発展ならびに世界の産業に貢献する。
- (2) 名古屋大学は、その立地する地域社会の特性を生かし、多面的な学術研究活動を通じて地域の発展に貢献する。
- (3) 名古屋大学は、国際的な学術連携および留学生教育を進め、世界とりわけアジア諸国との交流に貢献する。

### 3. 研究教育体制の基本方針

- (1) 名古屋大学は、人文と社会と自然の諸現象を俯瞰的立場から研究し、現代の諸課題に応え、人間性に立脚した新しい価値観や知識体系を創出するための研究体制を整備し、充実させる。
- (2) 名古屋大学は、世界の知的伝統の中で培われた知的資産を正しく継承し発展させる教育体制を整備し、高度で革新的な教育活動を推進する。
- (3) 名古屋大学は、活発な情報発信と人的交流、および国内外の諸機関との連携によって学術文化の国際的拠点を形成する。

### 4. 大学運営の基本方針

- (1) 名古屋大学は、構成員の自律性と自発性に基づく探究を常に支援し、学問研究の自由を保障する。
- (2) 名古屋大学は、構成員が、研究と教育に関わる理念と目標および運営原則の策定や実現に、それぞれの立場から参画することを求める。
- (3) 名古屋大学は、構成員の研究活動、教育実践ならびに管理運営に関して、主体的に点検と評価を進めるとともに、他者からの批判的評価を積極的に求め、開かれた大学を目指す。



## 付6) 名古屋大学における全学共用教育研究施設の確保と利用に関する要項

(平成13年3月13日 整備委員会裁定)

### (目的)

- 第1 この要項は、名古屋大学学術憲章に掲げる研究及び教育の基本目標を達成するために、既存の組織の枠を越えた教育研究組織等による創造的な教育研究活動の推進に資することを目的とする。
- 2 前項の目的を達成するために、既存の組織の枠を越えた汎用性及び流動性を有する校舎等施設（以下「総合研究棟」という。）の新築及び増築（以下「新增築」という。）を図るものとする。

### (趣旨)

- 第2 第1第2項に定める総合研究棟に設置する全学で共用する教育研究施設（以下「全学共用教育研究施設」という。）の利用に関しては、国有財産法その他の関係法令及び名古屋大学所属国有財産取扱規程（昭和55年5月16日制定）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

### (面積規模)

- 第3 全学共用教育研究施設の面積は、当該総合研究棟の延べ面積の20%を原則とする。

### (利用の区分等)

- 第4 全学共用教育研究施設の利用の区分、形態及び期間は、原則として別表のとおりとする。

### (利用申請)

- 第5 全学共用教育研究施設を利用しようとする研究組織の代表者（以下「利用代表者」という。）は、所定の「全学共用教育研究施設利用申請書」を総長に提出するものとする。

### (利用の承認)

- 第6 第5の利用申請に係る利用の承認は、整備委員会の議を経て、総長がこれを行う。

### (全学共用教育研究施設の管理・運営)

- 第7 全学共用教育研究施設の利用を承認された利用代表者は、当該施設の利用に係る適正な管理を行うとともに、その円滑な運営に努めるものとする。

### (運営組織)

- 第8 全学共用教育研究施設の利用に係る円滑な運営、連絡調整等を図るため、当該総合研究棟に全学共用教育研究施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### (利用に係る経費)

- 第9 利用代表者は、当該利用に係る全学共用教育研究施設の維持管理費及び光熱水料等を負担するものとし、その額は、総長が別に定める。
- 2 利用代表者は、当該研究等に必要の機器等（直接機器等に必要の接続部分までを含む。）の備付け及び撤去に要する経費を負担するものとする。

### (利用の制限)

- 第10 利用代表者は、承認を受けた目的以外に当該全学共用教育研究施設を利用し、又は第三者に利用させてはならない。

- 2 全学共用教育研究施設に備え付けることのできる機器等（直接機器等に必要な接続部分までを含む。）は、原則として当該施設の改修等を必要とせず、かつ、容易に移動又は接続替えができるものでなければならない。
- 3 利用代表者は、全学共用教育研究施設を改修しようとするときは、所定の「全学共用教育施設の改修申請書」を総長に提出し、運営委員会の議を経た後、総長の承認を受けるものとする。

（利用の終了等）

第11 利用代表者は、全学共用教育研究施設の利用を終了するときは、当該施設を原状に回復するとともに、所定の「全学共用教育研究施設利用終了届」を総長に提出するものとする。

（事務）

第12 全学共用教育研究施設の利用に係る事務は、関係部局の協力を得て、総合研究棟を管理する部局の事務部において処理する。

（その他）

第13 この要項に定めるもののほか、全学共用教育研究施設に係る運営に関し必要な事項は、整備委員会の議を経て、総長が定める。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から実施する。

付7) 名古屋大学における全学共用教育研究施設（改修施設）の確保と利用に関する要項

（平成14年1月22日 整備委員会裁定）

（目的）

- 第1 この要項は、名古屋大学学術憲章に掲げる研究及び教育の基本目標を達成するために、既存の組織の枠を越えた教育研究組織等による創造的な教育研究活動の推進に資することを目的とする。
- 2 前項の目的を達成するために、既存の組織の枠を越えた汎用性及び流動性を有するよう既存施設（校舎・研究実験棟等を対象とする。）の活性化のための改修を図るものとする。

（趣旨）

第2 第1第2項に基づき改修しようとする既存施設（以下「改修施設」という。）に設置する全学で共用する教育研究施設（以下「全学共用教育研究施設」という。）の利用に関しては、国有財産法その他の関係法令及び名古屋大学所属国有財産取扱規程（昭和55年5月16日制定）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

（面積規模）

第3 全学共用教育研究施設の面積は、当該改修施設の延べ面積の20%を原則とする。

（利用の区分等）

第4 全学共用教育研究施設の利用の区分、形態及び期間は、原則として別表のとおりとする。

（利用申請）

第5 全学共用教育研究施設を利用しようとする研究組織の代表者（以下「利用代表者」という。）は、所定の「全学共用教育研究施設利用申請書」を総長に提出するものとする。



(利用の承認)

第6 第5の利用申請に係る利用の承認は、整備委員会の議を経て、総長がこれを行う。

- 2 全学共用教育研究施設を他の施設の改修工事に伴う緊急避難場所として利用する場合は、その都度整備委員会に諮る。この場合における全学共用教育研究施設の利用期間は、当該改修施設の工事期間及び移転のために必要な期間とする。

(全学共用教育研究施設の管理・運営)

第7 全学共用教育研究施設の利用を承認された利用代表者は、当該施設の利用に係る適正な管理を行うとともに、その円滑な運営に努めるものとする。

(運営組織)

第8 全学共用教育研究施設の利用に係る円滑な運営、連絡調整等を図るため、全学共用教育研究施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(利用に係る経費)

第9 利用代表者は、当該利用に係る全学共用教育研究施設の維持管理費及び光熱水料等を負担するものとし、その額は、総長が別に定める。

- 2 利用代表者は、当該研究等に必要機器等（直接機器等に必要接続部分までを含む。）の備付け及び撤去に要する経費を負担するものとする。

(利用の制限)

第10 利用代表者は、承認を受けた目的以外に当該全学共用教育研究施設を利用し、又は第三者に利用させてはならない。

- 2 全学共用教育研究施設に備え付けることのできる機器等（直接機器等に必要接続部分までを含む。）は、原則として当該施設の改修等を必要とせず、かつ、容易に移動又は接続替えができるものでなければならない。
- 3 利用代表者は、全学共用教育研究施設を改修しようとするときは、所定の「全学共用教育施設の改修申請書」を総長に提出し、運営委員会の議を経た後、総長の承認を受けるものとする。

(利用の終了等)

第11 利用代表者は、全学共用教育研究施設の利用を終了するときは、当該施設を原状に回復するとともに、所定の「全学共用教育研究施設利用終了届」を総長に提出するものとする。

(事務)

第12 全学共用教育研究施設の利用に係る事務は、関係部局の協力を得て、改修施設を管理する部局の事務部において処理する。

(その他)

第13 この要項に定めるもののほか、全学共用教育研究施設に係る運営に関し必要な事項は、整備委員会の議を経て、総長が定める。

附 則

この要項は、平成14年1月22日から実施する。

付 8) 名古屋大学全学共用教育研究施設運営委員会要項

(平成14年1月22日 整備委員会裁定)

(趣旨)

第1 名古屋大学における全学共用教育研究施設の確保と利用に関する要項(以下「共用施設要項」という。)第8第2項、及び名古屋大学における全学共用教育研究施設(改修施設)の確保と利用に関する要項(以下「共用改修施設要項」という。)第8第2項の規定に基づく名古屋大学全学共用教育研究施設運営委員会(以下「運営委員会」という。)に関する事項は、この要項の定めるところによる。

(任務)

第2 運営委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 利用者の公募に関すること。
- 二 共用施設要項第5、及び共用改修施設要項第5の規定に基づく利用申請の審査に関すること。
- 三 その他運営上、重要な事項に関すること。

(構成員)

第3 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 施設点検評価推進室長
- 二 施設計画推進室長
- 三 大学院文学研究科、大学院教育発達科学研究科、大学院法学研究科及び大学院経済学研究科の教授のうちから2名
- 四 大学院医学研究科、大学院理学研究科、大学院工学研究科及び大学院生命農学研究科の教授のうちから2名
- 五 前2号以外の部局の教授のうちから1名
- 六 その他、運営委員会が必要と認めた者

(委員長)

第4 運営委員会に委員長を置き、前第3各号の者のうちから整備委員会委員長が指名した者をもって充てる。

(意見の聴取)

第5 委員長が必要と認めたときは、構成員以外の者の意見を聴くことができる。

(報告)

第6 運営委員会は、第2による審査結果等を取りまとめ、整備委員会に報告する。

(庶務)

第7 運営委員会の庶務は、施設点検評価推進室において処理する。

附 則

この要項は、平成13年6月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成14年1月22日から実施する。



## あとがき

「キャンパスマスタープラン2001」の策定にあたり、学内の各部局、各種委員会等からの様々な意見や資料等の提供が得られたことに感謝する。特に第3章の施設点検評価に関わる部分は、キャンパスマスタープランに関わる多くの諸課題に名古屋大学全体で真剣に取り組んでいる証であり、本学の誇り得る成果である。以下に列記した内容は、今回の策定以降も継続的な検討が必要なものである。

- ・施設点検の日常的な運用方法も含めた具体的な検討を行う。
- ・学内者による自動車の日常的な通行（通勤など）に供する歩車道について、経路や出入り口の位置等の検討を行う。
- ・外来者、サービス用および緊急用車両の通行に供する歩車道や歩行者空間、あるいは駐車場などの外構計画について、舗装や植栽およびそれらの維持管理に関する具体的な検討。
- ・省エネルギーに関する具体策の検討を行う。
- ・情報、廃棄物、振動、電磁波等、既に本学で蓄積されている成果を計画に盛り込む。
- ・各部局の狭隘度、利用効率等、定量的な施設点検評価を計画案に反映する。
- ・既存の体育施設やクラブ活動にかかわる施設を含めた福利厚生施設について、周辺地域にも配慮した適切な再配置の検討を行う。
- ・防災安全の観点の計画を盛り込むべきである。既存建物の耐震改修が順次進められているところであるが、水害・震災といった非日常的な災害対策から、安全・防犯といった日常的な安全対策まで詳細に検討し、立案する。
- ・改修期間中不足が懸念される講義室の確保について、全学的な大きな方針を示す具体的な実施方法の検討を行う。
- ・両論併記のままである全学共用教育研究施設の配置計画の更なる検討を行う。
- ・共通教育講義室や全学共用教育研究施設といった全学的に分散する共用施設の運用管理の具体的な方法についての検討を行う。
- ・新築や改修がなされた建物を含め、長期にわたり良好な環境を維持するためには、経営的な視点をもって施設全般を包括的に維持管理・活用していくことが重要である。
- ・キャンパスマスタープランに基づいて点検評価し、継続的に整備していくための体制を整えるべきである。

これらの課題に関しては、既に委員会等で検討が進んでいるものもあれば、手が着けられていないものもある。重要な課題に関しては、今後も積極的に取り組み、おおむね5年毎に更新する「キャンパスマスタープラン」の策定において、反映していく努力が必要である。

平成14年3月

名古屋大学キャンパスマスタープラン2001策定ワーキンググループ



*Nagoya University Campus Master Plan 2001*

